JA豊橋からの
メッセージ

DISCLOSURE 2023

令和5年
ディスクロージャー誌

JA豊橋

信頼されるＪＡを目指して

経営理念

１．豊かな農業の確立と進展

１．魅力ある、足腰の強い農協

１．地域と共に生きる農協づくり

倫理綱領

１．ＪＡに負託された責任と使命を認識し、健全かつ適切な業務運営を通じて、その責任を全うします。

１．良質な商品・サービスの提供を通じて、組合員・利用者のニーズを充足します。

１．農業・環境・金融・福祉等への取組みを通じて、地域社会に貢献します。

１．経営情報の積極的な開示をはじめとして、組合員・地域社会とのコミュニケーションを図ります。

１．誠実、他人への配慮、責任を信条とした倫理観の高い組織風土を構築します。

ＪＡ豊橋のプロフィール

■ 最終合併年月日	平成９年４月１日
■ 本店所在地	愛知県豊橋市野依町字西川５番地
■ 総資産額	3,559億円
■ 貯金残高	3,207億円
■ 貸出金残高	523億円
■ 単体自己資本比率	18.15%
■ 出資金	24億円
■ 組合員数	18,621人
うち正組合員	7,392人
うち准組合員	11,229人

（令和５年３月31日現在）

Contents　-目　次-

●ごあいさつ …… 2

ＪＡの活動の概要

●地域との繋がり …… 3
●農業振興活動 …… 4

事業のご案内

●信用事業 …… 5
●共済事業 …… 6
●経済・その他の事業 …… 6

主な商品・サービスのご案内

●貯金 …… 7
●ローン …… 8
●複合商品・サービス …… 12
●主な手数料一覧 …… 13
●店舗網 …… 14

業務運営の方針

●経営管理体制 …… 15
●リスク管理の状況 …… 15
●法令遵守の体制 …… 17
●内部監査体制 …… 19
●金融ＡＤＲ（裁判外紛争解決）制度への対応 …… 20
●経営機構 …… 21
●役員・職員数 …… 22

業績及び財務の状況

●事業の概況 …… 23
●自己資本の状況 …… 24
●貸借対照表（２期分） …… 25
●損益計算書（２期分） …… 26
●注記表（２期分） …… 27
●剰余金処分計算書（２期分） …… 35
●財務諸表の正確性等にかかる確認 …… 36
●会計監査人の監査 …… 36
●主要な経営指標の推移 …… 37
●利益及び利益率 …… 37
●信用事業 …… 38
●共済事業 …… 45
●農業関連事業 …… 47
●利用事業 …… 48
●生活その他事業 …… 48
●指導事業 …… 48

自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項 …… 49
●自己資本の充実度に関する事項 …… 50
●信用リスクに関する事項 …… 51
●信用リスク削減手法に関する事項 …… 54
●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 …… 55
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 …… 56
●金利リスクに関する事項 …… 56

その他の施設一覧

●その他の施設一覧 …… 58
●施設マップ …… 60

本冊子は、農業協同組合法第５４条の３に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
金額は、原則として単位未満を切り捨てて表示しているため、単位項目の総和と合計が一致しない場合があります。

ごあいさつ

組合員並びに地域の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より農協事業に格別なるご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。深く感謝申し上げます。

本冊子は、令和４年度の当組合の経営・業務内容及び業績等をご紹介するために作成しましたので、是非ご一読いただき、当組合へのご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

当組合は、豊橋市を事業区域として露地・施設・果樹・稲作・畜産がバランスよく経営されており、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を理念に運営される協同組織で、地域農業の活性化に資する地域金融機関として「豊かな農業の確立と進展」「魅力ある足腰の強い農協」「地域とともに生きる農協づくり」を経営理念に掲げ、農業協同組合らしい農協をめざし、事業展開をしています。

令和４年度は、第７次総合中期計画の初年度として、この地にＪＡ豊橋があり続けるために、持続可能な経営基盤の確立・強化とともに組合員・利用者との徹底した対話を通じた不断の自己改革に取り組み、ＪＡ版早期警戒制度に向けた具体的な方針は自己改革工程表に示した重点目標、成果指標・目標値の達成をめざしてまいりました。

また、新たな取組みとして営農経済事業では「見える化プログラム」、信用事業では「貸出強化支援プログラム」と「事務効率化プログラム」に取り組むとともに、若手職員中心の「ＧＲＯＷプロジェクト」では、「今まで気が付いていたが、やれなかったこと、やらなかったこと」に取り組んで皆様から「ＪＡ豊橋は変わった」と実感していただけるよう努めてまいります。

今後は、「農家所得の向上」「組合員との徹底した議論」「准組合員の地域農業応援団化」に「地域農業の振興」を加え、「地域になくてはならない農協」であり続けるために不断の自己改革に取り組んでまいります。

農家経営は、高齢化が進んだことから担い手不足がより一層深刻化を増し、Ａｆｔｅｒコロナは見通せる状況にあるものの、ウクライナ情勢の悪化から以前にも増して厳しいものとなっています。

信用事業におきましても、世界情勢の変化から利ザヤ確保が厳しくなることが予想されています。今後は、組織・事業基盤の強化と拡充に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

令和５年７月

豊　橋　農　業　協　同　組　合

代表理事組合長　伊藤　友之

ＪＡの活動の概要

地域との繋がり

文化的・社会的貢献活動

当ＪＡは、地域に愛されるＪＡを目指しており、文化的・社会的に貢献したいとの願いから「環境保全型農業の推進」の一環として、豊橋市が発祥の地である５３０運動の趣旨に賛同し、恵み豊かな環境を次の世代に引き継ぐため５３０運動環境協議会に加盟し、施設周辺地域の清掃活動を行うとともに、豊橋駅前や表浜クリーンアップ大作戦に参加しています。あわせて、東三河の農業を支える「豊川」の水の恩恵にあずかるものの努めとして、平成14年より水源地の森林保全活動を行っています。

さらに、地域防災体制の充実と強化を図るために「消防団協力事業所」へ参加しており、非常時に備えて放水訓練等も実施しております。また、災害時に備えて救援物資の備蓄を行っており、災害時の対応力の強化も図るとともに、豊橋警察署との連携による豊橋産農畜産物を活用した交通安全運動にも取り組んでいます。

▲交通安全運動

▲放水訓練

食農教育・地産地消への取組み

市内小学校の児童たちに農業の大切さを学んでもらうため、生産者の協力を得て「とよはし産学校給食の日」を開催しています。また、収穫体験や選果場見学を通じて農業にふれる「食育ウォーキング」を開催し、豊橋産農畜産物のPR活動も行っています。

▲食育ウォーキング

利用者ネットワーク化への取組み

女性部会の新品タオル、洗剤類、使用済切手の収集及び善意銀行への寄付、活発な活動を展開する青年部をはじめとした各組合員組織の支援のほか、資産活用相談会や終活セミナー等を開催しています。また、東三河フードバンクへの生鮮野菜等の寄付も行っています。

▲フードバンクへの寄付

情報提供活動

ＪＡの取組みをより多くの方に知っていただくため、組合員向け広報誌「みのり」「みのりぷらす」を発行しています。また、コミュニティー誌「Ａじゃん」を年に３回発行し、市内全域に新聞折り込みしています。紙面以外ではエフエム豊橋（８４．３ＭＨｚ）内の番組「デジタぶるトッピーちゃん」での情報提供やホームページ、SNSを活用した情報発信を行っています。

インスタグラム
▲QRコード

農業振興活動

安全・安心の取組み

ＪＡを通じて販売される、産直品を含んだ全ての品目を対象とした生産履歴をシステムチェックしています。また、生産農家を対象に、食の安全に対する以下の項目についての講習を行っています。

- ○　農産物生産基準に基づいた農薬の適正使用
- ○　食の安全確保に係るＨＡＣＣＰに対応したチェックリストの導入による安全の確保と品目の拡大
- ○　異物混入や衛生管理に関する対策
- ○　生産履歴記帳の徹底

農家所得向上に向けた取組み

重点顧客との関係強化やマーケットニーズに適応した商品力強化を図り、安定的な売場の確保に努めました。また、生産資材の価格低減や各種補助事業の活用支援による農業経営支援に努めています。令和４年度においては、肥料等の仕入れ価格が高騰する中、農家支援の一環として、肥料価格高騰対策事業の申請支援等に努めました。

産直施設においては、売場活性化に向けて域内流通量の増加に努めるとともに共選品の取扱拡大に向けて、地域の特色を生かした魅力ある売り場づくりを進めています。

▲肥料高騰対策事業

環境保全型農業の推進

農業用使用済みプラスチックの定期的な回収や、その排出量抑制を図るための長期展張フィルムの推進、耕畜連携による家畜糞堆肥の利用推進等に取り組んでいます。

生産者・担い手支援

出向く体制による顔の見える関係強化に努め、農家・担い手の声を吸い上げることによりニーズに即した事業展開に努めています。また、先進の施設栽培農家向けにＩＣＴ（情報通信技術）を活用した技術導入及び担い手を対象とした「ＪＡＭ－Ｍａｉｌ」（電子メール）によるタイムリーな営農情報提供に努めるとともに、農業後継者の確保・中核的担い手支援として「豊橋かき塾」の開講や無料職業紹介事業を通じた労働力確保支援にも努めています。さらに、安定した経営支援のための充実した農業資金もご用意しています。

▲豊橋かき塾

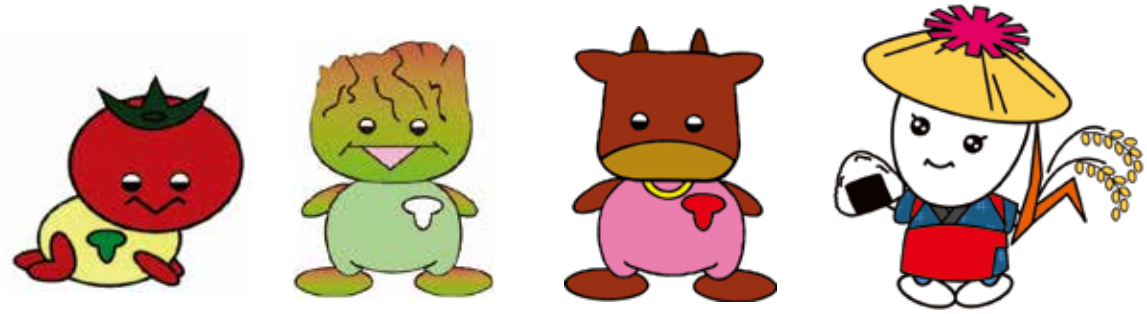

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務を行っています。
この信用事業はＪＡ・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、ＪＡバンクとして大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員はもちろん、地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。
また、キャッシュカードによる全国のＪＡでの貯金のお引出しやお預入れをはじめ、銀行や信用金庫、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなどでも現金のお引出しができるキャッシュサービスのお取扱いをしています。（一部を除く）

● 融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民の皆様の暮らしや農業者・事業主の皆様の事業に必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体や農業関係団体などへもご融資し地域経済の向上・発展に貢献しています。さらに、日本政策金融公庫等のお申込みのお取次ぎも行っています。

● 為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、ＪＡの本支店を通して全国のどの金融機関でも安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取扱いをしています。

● 国債・投資信託の窓口販売

国債や投資信託の窓口販売のお取扱いをしています。

● 自動受取・自動支払サービス

給与・年金・株式配当金などの自動受取サービスや、電気・電話・ガスなどの公共料金、新聞代金などの自動支払サービスのほか、ＪＡカードなどのクレジットカードの会員・加盟店のお申込みのお取次ぎをしています。また、事業主の皆様のために、給与振込サービス、地方税納付サービス、口座振込サービス、自動集金サービスなどをお取扱いしています。

共済事業

共済事業では「ひと、いえ、くるま」の総合的な保障を行う各種商品のお取扱いをしています。

ひとの保障として、生命共済（終身・養老・こども）・年金共済・医療共済・がん共済・介護共済など、ご家族やご自身の暮らしをサポートします。

いえの保障として、地震災害にも対応した建物更生共済などにより大切な建物や家財を守ります。

くるまの保障として、自動車事故のさまざまなリスクに対して充実した保障とサービスでお応えする自動車共済や自賠責共済があります。

このように、一人ひとりの人生設計にあわせて、さまざまな共済をご用意しています。

経済事業

● 購買事業

- 肥料や農薬などの営農資材は、各事業所でお取扱いをしています。
- 食料品、日用品などは、産直プラザ二川・岩田、ジョイフル杉山、ＪＡファーマーズマーケット吉田方店でお取扱いをしています。
- 地元で収穫された安全・安心・新鮮な農産物を、産直プラザ二川・岩田、ジョイフル杉山、フルーツショップゆめ彩館、グリーンセンター磯辺、ＪＡファーマーズマーケット吉田方店でお取扱いをしています。
- ガーデニング商品は、グリーンセンター磯辺でお取扱いをしています。
- 管内に６ヵ所の給油所を設置し、利用者の皆様の便宜を図っています。
- ＬＰガスのお取扱いをしています。
- 飼料などの畜産資材や住宅関連などの生活資材、自動車・農機具などについては各事業所、支店が窓口となり、それぞれお取扱いをしています。

※給油所６ヵ所、産直プラザ二川、グリーンセンター磯辺は県域共同出資会社（㈱ＪＡあいちエネルギー、㈱エーコープあいち）に経営移管しています。また、ＪＡファーマーズマーケット吉田方店については、㈱エーコープあいちの直営店となっています。なお、令和５年３月31日をもって㈱エーコープあいちとの経営移管を解消しており、令和５年４月１日より、産直プラザ二川、ＪＡファーマーズマーケット吉田方店、グリーンセンター磯辺は当ＪＡの直営店となっています。

● 販売事業

お米、露地野菜、施設野菜、果樹、花きなどの農産・園芸物販売と、鶏卵、肉豚、肉牛などの畜産物販売のお取扱いをしています。

その他の事業

- 顧問税理士、弁護士と連携して税務相談などを受け付けています。
- 土地の売買、賃貸住宅の管理など宅建業務を行っています。

主な商品・サービスのご案内

■ 貯金

種類			内容	期間	お預入れ金額
普通貯金			いつでも自由に出し入れできる貯金です。給与、年金などの自動受取りや各種公共料金の自動支払いにもご利用いただけますのでお財布代わりにお使いください。	期間の定めはありません	1円以上
貯蓄貯金			いつでも自由に出し入れができる貯金です。お預入れ残高に応じて金利が段階的に高くなります。		
当座貯金			お支払いに小切手をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。		
納税準備貯金			納税期にあわせ納税資金を準備するための貯金です。		
通知貯金			まとまったお金の短期運用に適した貯金です。お引出しの場合には、2日以上前にお知らせください。	期間の定めはありません （7日間の据置期間が必要）	5万円以上
定期貯金	スーパー定期		お預入れ期間を1ヶ月から10年までラインアップしたベーシックな定期貯金です。お預入れ期間が3年以上の定型方式で複利型のものはお利息を半年複利で計算します。	定型方式：1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年～5年および7年、10年の11種類 期日指定方式：1ヶ月超5年未満	1円以上
	大口定期貯金		1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。		1,000万円以上
	満期フリー定期		据置期間（6ヶ月）を経過すればいつでも解約でき、お利息もお預入れ期間に応じて半年複利で計算しますので大変お得です。一部解約もできます。	最長預入期間：5年 据置期限：預入日から6ヶ月後の応当日の前日まで	1円以上 1,000万円未満
	期日指定定期貯金		据置期間（1年）を経過すれば自由に満期日の指定ができるほか、一部解約のお取扱いもでき、大変便利な定期貯金です。さらに、お利息を1年複利で計算します。	3年以内	1円以上 300万円未満
	変動金利定期貯金		市場金利の変動により、半年ごとに金利を変更させていただきます。複利型の場合、お利息を半年複利で計算します。	1年、2年、3年	1円以上
	積立式定期貯金	エンドレス型	期間を定めずにマイペースで積立て、将来に備えてまとまった資金を貯えていただくのにピッタリの定期貯金です。	期限の定めはありません。	1円以上
		満期型	あらかじめ使いみち、使う日が決まっている場合に、使う日（目標日）にあわせて、必要な資金を貯えていただくのに便利な定期貯金です。	積立期間：6ヶ月以上10年以下 据置期間：1ヶ月以上3年以下	
		年金型	積み立てた資金を指定された受取周期（1、2、3、6ヶ月）でお受取りができる年金タイプの定期貯金です。（個人のみ）	積立期間：12ヶ月以上 据置期間：2ヶ月以上10年以内 受取期間：3ヶ月以上20年以内	
財形貯蓄	一般財形貯金		勤労者の財産づくりのための貯金で、お預入れは給与等からの天引きですので、無理なく確実に財産形成ができます。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金		3ヶ月ごとに積立金をお受取りになれる年金タイプの財形貯金です。財形住宅貯金とあわせて550万円まで非課税扱いです。在職中はもちろん、退職後も引続き財形非課税枠をご利用いただけます。	積立期間：5年以上 据置期間：6ヶ月以上5年以内 受取期間：5年以上20年以内	
	財形住宅貯金		住宅取得や増改築のための財形貯金です。財形年金貯金とあわせて550万円まで非課税扱いです。	5年以上	
スーパー積金		定額式	ライフプランにあわせて毎月一定額を掛込む積金です。掛込期間はご自由にお選びいただけます。	1・2・3・4・5年	1,000円以上 1円単位
		目標式	最初に目標額（満期お受取額）を定めて、毎月一定額を掛込む積金です。掛込期間はご自由にお選びいただけます。		
		満期分散式	契約期間中に1年ごとに満期が到来し、積立期間に応じて段階的にお受取りになれます。	2年～5年	
譲渡性貯金（NCD）			大口資金の運用に有利な商品です。	定型方式：1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年～5年 期日指定方式：14日以上5年未満	1,000万円以上 1円単位

■ ローン

<table>
<tr><th colspan="2">種　類</th><th>お使いみち</th><th>ご融資額</th><th>ご返済期間</th><th>ご返済方法</th><th>担保・保証</th></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅資金</td><td>住宅ローン
（一般型）</td><td>ご本人またはその同居ご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。
①住宅の新築・購入（中古住宅を含む。）
②土地の購入（5年以内に新築し、居住する予定があること。）
③住宅の増改築・改装・補修。
④他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換およびお借換とあわせた増改築・改装・補修。
⑤上記①～④の借入とあわせた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換。（おまとめ住宅ローン対応）
⑥上記①～⑤に付随して発生する一切の費用。</td><td>10万円以上10,000万円以内（10万円単位）。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得）に対する割合が当ＪＡの定める範囲内であり、原則として所要金額の80％以内とします。
おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。</td><td>3年以上40年以内。ただし、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換の場合、原則現在お借入中の住宅ローンの残存期間内。
おまとめ住宅ローン対応を行う場合についても、借入期間は、住宅ローンにおける貸付期間内とします。</td><td rowspan="2">・元利均等返済
・元金均等返済
・毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年２回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50％以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</td><td rowspan="2">・ご融資対象物件（建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。）に第1順位の抵当権を設定登記させていただきます。
・建物には時価相当額かつ、お借入期間以上の火災共済（保険）にご加入いただきます。なお、借地上建物などご加入いただいた火災共済（保険）金請求権に第1順位の質権を設定させていただくことがございます。
・愛知県農協信用保証センターの保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>住宅ローン
（100％応援型）</td><td>ご本人またはその同居ご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。
①住宅の新築・購入（中古住宅を含む。）
②土地の購入（５年以内に新築し居住する予定があること。）
③住宅の増改築・改装・補修。
④上記①～③の借入とあわせた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換。（おまとめ住宅ローン対応）
⑤上記①～④に付随して発生する一切の費用。</td><td>10万円以上10,000万円以内（10万円単位）。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得）に対する割合が当ＪＡの定める範囲内であり、所要金額の範囲内とします。
おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。</td><td>3年以上40年以内。
おまとめ住宅ローン対応を行う場合についても、借入期間は、住宅ローンにおける貸付期間内とします。</td></tr>
</table>

種　類		お使いみち	ご融資額	ご返済期間	ご返済方法	担保・保証
住宅資金	住宅ローン (借換応援型)	ご本人またはその同居ご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①現在他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金（借換対象住宅にかかる既往のリフォーム資金の借換も含む。）とお借換に伴う諸費用。 ②お借換とあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ③上記①・②の借入とあわせた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（おまとめ住宅ローン対応）とお借換えに伴う諸費用。	10万円以上10,000万円以内。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得）に対する割合が当ＪＡの定める範囲内であり、所要金額の範囲内とします。 おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。	原則として3年以上40年以内。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。 おまとめ住宅ローン対応を行う場合についても、借入期間は、住宅ローンにおける貸付期間内とします。	・元利均等返済 ・元金均等返済 ・毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年２回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。	・ご融資対象物件（建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。）に第1順位の抵当権を設定登記させていただきます。 ・建物には時価相当額かつ、お借入期間以上の火災共済（保険）にご加入いただきます。なお、借地上建物などご加入いただいた火災共済（保険）金請求権に第1順位の質権を設定させていただくことがございます。 ・愛知県農協信用保証センターの保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
	住宅ローン（無担保型）	・ご本人またはその同居ご家族が常時居住するための住宅用土地の購入または住宅の購入、新築に要する資金。 ・住宅取得時の諸費用。 ・現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金とお借換に伴う諸費用。 ・上記の借入とあわせた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（おまとめ住宅ローン対応）とお借換に伴う諸費用。	10万円以上1,000万円以内（10万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。 おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。	1年以上15年以内。ただし、お借換資金の場合、現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内。 おまとめ住宅ローン対応を行う場合についても、借入期間は、住宅ローンにおける貸付期間内とします。		・担保は不要です。 ・愛知県農協信用保証センターの保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
	リフォームローン（一般型）	・ご本人またはその同居ご家族が常時居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。 ・現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 ・本ローンのお借入れにかかる諸費用を含めることができることとします。	10万円以上1,000万円以内（1万円以内）とし、所要金額の範囲内とします。	1年以上15年以内。ただし、他金融機関からお借入中のリフォーム資金のお借換の場合、借入期間は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内。		

（注）上記に記載した以外の条件もありますので、詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。

種類		お使いみち	ご融資額	ご返済期間	ご返済方法	担保・保証
生活資金	教育ローン	○就学されるご子弟または貸出対象者の教育に関する全てのご資金（借入申込日から2ヶ月以内にお支払済みの資金を含む。）とし、資金使途の確認可能なものとします。 ①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費 ②アパートの家賃等 ③本ローンのお借入にかかる諸費用 ○現在、他金融機関から借入中の教育資金の借換資金	10万円以上1,000万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。	原則として、据置期間を含め最長15年（在学期間+9年）以内とします。ただし、他金融機関からお借入中の教育資金のお借換の場合、借入期間は現在お借入中の教育資金の残存期間内。 ・分割交付（授業料、下宿費用など定期的に必要となる資金を半年または1ヵ月ごとに資金交付）もご利用できます。 ・据置期間は、初回貸付日からご融資対象ご子弟または貸出対象者の卒業予定年月の末日の6ヵ月後までの範囲内とします。	・元利均等返済 ・毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年２回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。	・担保は不要です。 ・愛知県農協信用保証センターの保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
	マイカーローン	ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車は除きます。 ①自動車・バイク（ともに中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。 ③運転免許の取得のためのご資金。 ④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。 ⑤車庫建設のためのご資金（お借入金額は100万円以下とします。） ⑥他金融機関等からお借入中の自動車資金の借換資金。 ⑦本ローンのお借入にかかる諸費用。	10万円以上1,000万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。	6ヶ月以上15年以内。ただし、他金融機関からお借入中の自動車資金のお借換の場合、借入期間は原則として現在お借入中の自動車資金の残存期間内。	・元利均等返済 ・毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年２回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。	
	多目的ローン	生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、以下の資金は対象外とします。 ①ＪＡで納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金 ②負債整理資金 ③所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金 ④営農資金および事業資金	10万円以上500万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。	6ヶ月以上10年以内とします。		
	ワイドカードローン50	生活に必要な一切のご資金とします。	10万円以上50万円以内（10万円単位）	ご契約日から１年後の応当日の属する月の末日（休日の場合は翌営業日）までとします。	・約定返済 ・任意返済	
	ワイドカードローン300		10万円以上300万円以内（10万円単位）			

（注）上記に記載した以外の条件もありますので、詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。

種類		お使いみち	ご融資額	ご返済期間	ご返済方法	担保・保証
事業資金	賃貸住宅ローン	・賃貸住宅(店舗併用賃貸住宅を含む。)の建設、増改築および補改修に必要なご資金とします。 ・他金融機関からの賃貸住宅資金借入金のお借換に必要なご資金とします。 ・保証機関への保証料、長期火災共済(保険)掛金、登記手数料、不動産取得税、消費税もあわせてお借入れいただけます。	100万円以上所要金額の範囲内(最高4億円)とし、10万円単位とします。 ただし、年間元利金ご返済額の年間賃貸収入見込額に対する割合が当JAの定める範囲内であり、担保価格の範囲内とします。	1年以上35年以内とし、原則として対象物件の法定耐用年数以内とします。	・元利均等返済 ・元金均等返済 ・毎月返済方式	・土地および建物に第1順位の抵当権または根抵当権を設定登記させていただきます。 ・建物には火災共済(保険)にご加入していただきます。 ・愛知県農協信用保証センターの保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
農業資金	農業近代化資金	農業経営の近代化に資するための、施設・機械の取得・改良・復旧などにかかる資金とします。	個人1,800万円以内 （特認2億円以内） 法人2億円以内	15年以内	元金均等返済	原則として愛知県農業信用基金協会の保証のご利用とし、必要に応じて担保を設定していただきます。
	スーパーL資金 (農業経営基盤強化資金)	経営感覚に優れた効率的、安定的な経営体を育成するため、認定農業者を対象とした、農地の取得、施設・機械の取得・改良・復旧などにかかる資金とします。	個人3億円以内 (特認6億円以内) 法人10億円以内 (特認30億円以内)	25年以内	・元利均等返済 ・元金均等返済	
	農業改良資金	新たな農業部門の経営開始、新たな加工事業の経営開始、農畜産物またはその加工品の新たな生産または販売方式の導入に要する次の資金とします。 ①施設資金等 ②長期運転資金（担い手は、農地・農機具の賃借権の取得、研修資金に限る）	個人5,000万円以内 法人1億5,000万円以内 事業費の100%	12年以内		
	青年等就農資金	農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、認定新規就農者に対し、農業経営を開始するために必要となる次の資金とします。 ①施設資金等 ②運転資金（認定就農計画期間中に必要なものに限る）	個人・法人とも3,700万円以内 （特認1億円以内）	17年以内		
	スーパーS資金 (農業経営改善促進資金) ※認定農業者	農業経営にかかる短期運転資金全般（例示） ①種苗代、肥料代、飼料代 ②肉用素畜、中小家畜等の購入費 ③小農具等営農用備品、消耗品等の購入 ④営農用施設・機械の修繕費 ⑤地代（賃借料）及び営農用施設・機械のリース・レンタル料 ⑥生産技術、経営管理技術の修得費 ⑦市場開拓費、販売促進費等 ※ただし、既往負債の借換は含まない。	個人500万円以内 法人2,000万円以内 （畜産・施設園芸は 個人2,000万円以内 法人8,000万円以内）	1年以内	随時返済	
	アグリマイティー資金	・農業生産に直結する設備資金・運転資金。 ・農産物の加工、流通、販売に関する設備資金、運転資金。 ・地域の活性化、振興を支援するための設備資金、運転資金。 ・再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電、蓄電設備取得資金。 ・自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金。 ※本資金は、負債整理および生活関連事業は対象とせず、当ＪＡでお借入の既往資金の借換えも行いません。 ※再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電、蓄電設備取得資金については、以下の事業は対象となりません。 ①地域の農業生産の縮小を招くような事業 ②土地・建物等の資産を賃借して行う事業	事業費の100%の範囲内。ただし、再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金については、借入金額の上限は１億円、災害緊急資金については、借入金額の上限は激甚災害、新型コロナウイルス、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等は1,000万円、上記以外は500万円となります。	原則10年以内。ただし、対象事業に応じ、最長20年以内。なお、災害緊急資金については、最長5年以内となります。	・元利均等返済 ・元金均等返済	
	農機ハウスローン (農機等取得資金)	・農機具（中古含む。）の取得およびそれに付随する費用。 ・他金融機関からの借換え ・パイプハウス等資材購入、建設費用。 ・格納庫の建設費用。 ・発電、蓄電設備の取得資金。	1,800万円以内とし、所要額以内とします。	・原則として1年以上10年以内とします。 ・他金融機関からの借換えの場合は、当初借入期間の残存期間以内とします。		原則として、担保は不要です。 原則として、愛知県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。

（注）上記に記載した以外の条件もありますので、詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。

■ 複合商品

種　類	内　容
総合口座	給与・年金等の自動受取りや公共料金等の自動支払いに便利な普通貯金と、まとまった資金の運用に有利な定期貯金（自動継続扱い）とが1冊の通帳で利用でき、いざというときのために便利な自動ご融資がセットされた口座です。自動ご融資は普通貯金の残高が不足した場合に、担保定期貯金残高の90%以内で、自動的に最高200万円までご利用いただけます。

■ サービス

種　類		内　容
為替		全国のＪＡはもちろんのこと、全国銀行データ通信システムを利用して、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などとも振込、代金取立、送金がスピーディーにでき、大変便利です。
国債・投資信託の窓口販売	国債	個人向け国債、長期利付国債、中期利付国債のご購入ができます。国債は国が発行する債券ですから信用度が高く、安心できる商品です。利息と元金は、ご指定の貯金口座へ自動的にお振込みいたしますので大変便利で安全です。
	投資信託	投資信託は、リスクが少なく安定的に運用できるものから、リスクは高いものの大きな収益が期待できるものまで、様々な資産運用ニーズに合った商品を選ぶことができます。
	ＪＡの投資積立サービス	毎月１回、ご指定の日に、ご指定の金額で投資信託を定期的に買い付けます。19種類の商品のうちから資金運用ニーズに合った商品を選ぶことができます。
自動受取サービス		給与・賞与、年金、農産物販売代金、証券元利金、株式配当金などをＪＡの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお受取りになれます。受取日には確実に入金されますので安全・確実です。
自動支払サービス		公共料金、税金、学校授業料、ＪＡカード利用代金などをＪＡの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお支払いになれます。お支払いの手間が省けて便利です。
自動送金サービス		毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的にお振込みいたします。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
ＪＡキャッシュサービス		ＪＡのキャッシュカード１枚で、県下はもちろん全国のＪＡキャッシュコーナーで現金のお引出し、残高照会がご利用いただけます。ＡＴＭ（現金自動預払機）では貯金のお預入れもご利用いただけます。また、銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫および漁協およびコンビニエンスストアなどのキャッシュコーナーでも現金のお引出し、残高照会ができます。なお、ゆうちょ銀行、セブン銀行のＡＴＭでは、お預入れもご利用いただけます。
ＪＡデビットカードサービス		お手持ちのＪＡキャッシュカードで、Ｊデビット加盟店における買物時のお支払いができます。現金を引出す手間が省け、貯金残高の範囲内でのご利用であるため、使い過ぎる心配もありません。
ＪＡカード		ＪＡカードの会員入会や加盟店加盟のお取次ぎをいたします。また、ＥＴＣ（有料道路自動車料金収受システム）カードのお取次ぎをいたします。
株式払込取次サービス		増資の際の株式払込みのお取次ぎをいたします。
給与振込サービス		毎月お支払いの給与、賞与を従業員の皆さまがご指定されるＪＡをはじめとする金融機関の貯金口座へお振込みいたします。給与支払事務の合理化にお役立てください。
地方税納付サービス		納付書を作成・集計して、従業員の皆さまから特別徴収する住民税を事業主のみなさまに代わって納付します。納付事務の手間が省けますので、大変便利です。
口座振込サービス		継続的にお支払いの商品仕入代金、諸経費などの支払金をご指定の取引先の貯金口座へお振込みいたします。支払事務の合理化にお役立てください。
自動集金サービス		定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落としてご指定の貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
マイ家計簿サービス		毎月１回、ご指定の日に１か月間のお預かり金額、お支払金額の合計とその差額を自動的に集計し、通帳に表示します。個人のお客様で「総合口座通帳」、「普通貯金通帳」をお持ちの方なら、どなたでもお申し込みいただけます。
小規模企業共済		小規模企業共済の加入や共済金のお受取りができます。
ＪＡアンサーサービス	個人ＪＡネットバンク	インターネットを利用できるパソコンおよび携帯電話を利用して、いつでも残高照会や入出金明細の照会、振込や振替が簡単、便利にできます。
	法人ＪＡネットバンク	窓口に一度ご来店いただくだけで、インターネットに接続されているパソコンから、窓口やATMでご提供しております各種サービスをお手軽にご利用いただけます。

主な手数料一覧

■ 為替手数料料率

手数料の種類				手数料	
送金手数料		県内他ＪＡ・信連あて		1件につき	440円
		他金融機関あて		1件につき	660円
振込手数料	窓口利用の場合	当ＪＡ同一店内・本支店あて			無料
		県内他ＪＡ・信連あて		5万円未満1件につき	220円
				5万円以上1件につき	440円
		他金融機関あて		5万円未満1件につき	550円
				5万円以上1件につき	770円
	ATM利用の場合（現金扱い）	県外JA・県外信連・農中本・支店 他金融機関あて		5万円未満1件につき	385円
				5万円以上10万円以下1件につき	550円
	ATM利用の場合（キャッシュカード）IB/FB/HB	県外JA・県外信連・農中本・支店		1件につき	110円
		他金融機関あて		1件につき	385円
代金取立手数料		他金融機関あて	至急扱	1通につき	880円
			普通扱	1通につき	660円

■ 自動送金サービス手数料

手数料の種類		手数料	
振込手数料	当ＪＡ同一店内・本支店あて		無料
	県内他ＪＡ・信連あて	1件につき	110円
	他金融機関あて	1件につき	385円
取扱手数料		1件につき	55円

■ その他の諸手数料

手数料の種類		手数料	
通帳等再発行手数料	ＩＣキャッシュカード以外	1件につき	550円
	ＩＣキャッシュカード	1件につき	1,100円
	ＪＡカード（一体型）	1件につき	660円
残高証明書発行手数料		1通につき	220円
取引明細表発行手数料	センター発行	1通につき	220円
	上記以外のもの	1通につき	1,100円
署名鑑登録手数料		1件につき	5,500円
署名鑑変更手数料		1件につき	5,500円
自己宛小切手発行手数料		1枚につき	550円
小切手用紙交付手数料	署名鑑印刷無し	1冊（50枚）につき	660円
	署名鑑印刷有り	1冊（50枚）につき	880円
手形用紙交付手数料	署名鑑印刷無し	1冊（25枚）につき	440円
	署名鑑印刷有り	1冊（25枚）につき	550円
貯蓄貯金のスウィングサービス手数料		1回につき	55円
未利用口座管理手数料		年間	1,320円

（注）上記金額には、消費税10%が含まれています。
上記手数料には減免措置のあるものがありますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。

店舗網

店舗名	所在地	電話番号	ＡＴＭ設置台数	ＡＴＭ稼働時間	
本　　店	野依町字西川5	25-3551	-	-	
二　川　支　店	雲谷町字ハシヅメ3-78	41-0527	1台	平　　日	8：00～21：00
				土・日・祝	8：00～21：00
い な み 支 店	細谷町字近見山40-1	21-1020	1台	平　　日	8：00～21：00
				土・日・祝	8：00～21：00
高　豊　支　店	伊古部町字東荒子195	21-2111	1台	平　　日	8：00～21：00
				土・日・祝	8：00～21：00
大　津　支　店	老津町字薬師前64-1	23-1351	1台	平　　日	8：00～21：00
				土・日・祝	8：00～21：00
中　央　支　店	野依町字西川5	25-7737	1台	平　　日	8：00～21：00
				土・日・祝	8：00～21：00
高 師 原 支 店	浜道町字沢東7-1	45-7182	2台	平　　日	8：00～21：00
				土・日・祝	8：00～21：00
磯　辺　支　店	中野町字野中40	45-5355	1台	平　　日	8：00～21：00
				土・日・祝	8：00～21：00
福　岡　支　店	鴨田町44	45-2463	1台	平　　日	8：00～21：00
				土・日・祝	8：00～21：00
西　　支　　店	牟呂公文町12-1	31-9168	2台	平　　日	8：00～21：00
				土・日・祝	8：00～21：00
吉 田 方 支 店	菰口町六丁目32	31-2155	1台	平　　日	8：00～21：00
				土・日・祝	8：00～21：00
前　芝　支　店	前芝町字堤上121-1	31-3381	1台	平　　日	8：00～21：00
				土・日・祝	8：00～21：00
津　田　支　店	下五井町甚太前5	52-4135	1台	平　　日	8：45～17：30
				土・日・祝	-
大　村　支　店	大村町字松浦13	53-2283	1台	平　　日	8：00～21：00
				土・日・祝	8：00～21：00
石　巻　支　店	石巻本町字東野14-4	88-1211	2台	平　　日	8：00～21：00
				土・日・祝	8：00～21：00
北　　支　　店	石巻西川町字道上81	88-0104	1台	平　　日	8：00～21：00
				土・日・祝	8：00～21：00
東　田　支　店	東郷町8	64-2131	1台	平　　日	8：00～21：00
				土・日・祝	8：00～21：00
岩　田　支　店	中岩田二丁目7-3	61-5178	2台	平　　日	8：00～21：00
				土・日・祝	8：00～21：00
東　田　支　店 アピタ向山店	向山町字中畑1-1	64-2131	1台	平　　日	9：00～21：00
				土・日・祝	9：00～21：00
大　津　支　店 杉　　山　　店	杉山町字谷下145-1	23-1351	1台	平　　日	8：00～21：00
				土　曜　日	8：00～21：00
中　央　支　店 ピアゴ大清水店	南大清水町字富士見700-1	25-7737	1台	平　　日	8：00～21：00
				土・日・祝	8：00～21：00
高　豊　支　店 食　彩　村　店	東七根町字一の沢１１３	21-2111	1台	平　　日	8：00～21：00
				土・日・祝	8：00～21：00

（注）土曜日営業店は、祝日と重なる場合、祝日営業店以外は営業いたしません。
ゴールデンウィーク、年末年始は、営業時間が変更になる場合があります。
その他メンテナンスなどにより臨時休業する場合があります。

業務運営の方針

経営管理体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、男女共同参画に係る社会情勢並びに女性のＪＡ組織活動及び事業に果たす役割の重要性に鑑み、平成23年度より女性理事の登用を行っています。

また、信用・共済事業、経済事業、管理部門に専任担当理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

リスク管理の状況

◇リスク管理体制等

組合員・利用者の皆様に安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく体制を整備しています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重用課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①　信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②　市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③　流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④　オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスク及び、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において損失を被るリスクです。事務リスク、システムリスクなどについて事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

⑤　事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥　システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

法令遵守の体制

コンプライアンス態勢の運営組織図

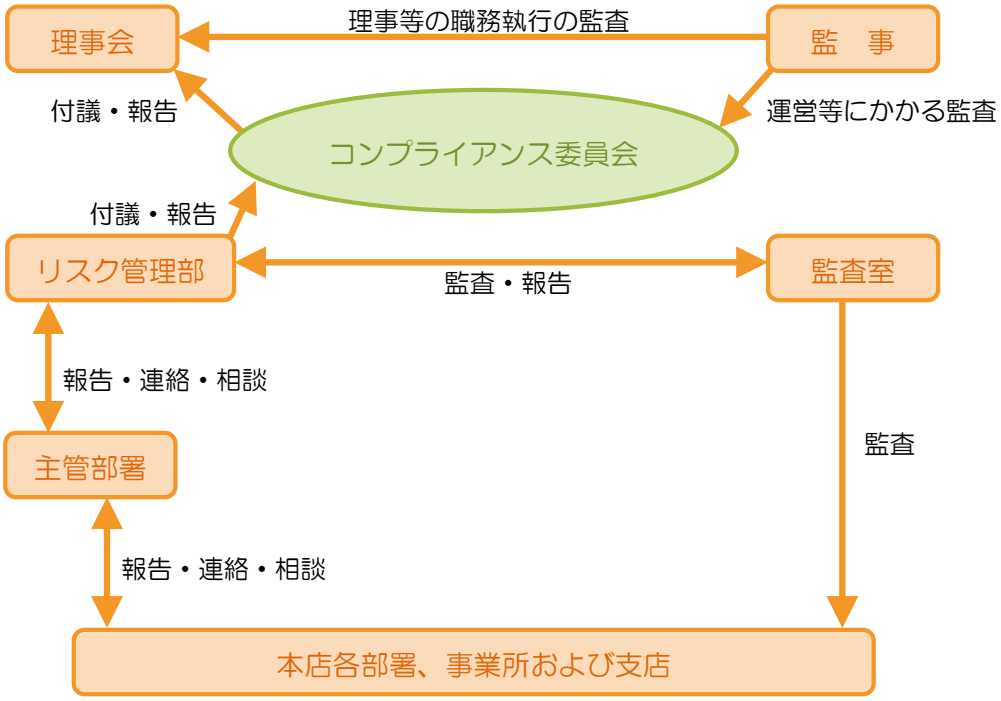

①　コンプライアンス態勢

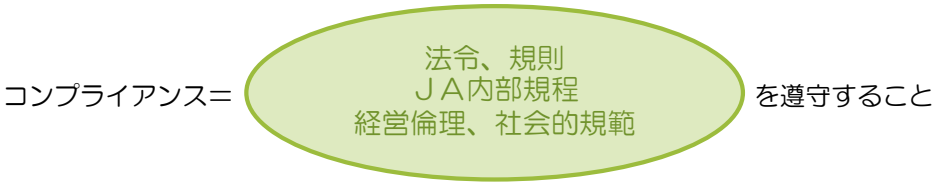

コンプライアンスとは、狭義には法令を遵守することです。しかし、法令自体に違反しなくとも、健全な社会的存在として「してはならないこと」「するのが適切ではないこと」「しないほうがよいこと」を行わないとする「組織倫理」「経営倫理」に近い意味を含め用いられています。

当ＪＡでは、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題として位置づけて業務運営に取り組んでいます。役職員に農協法・金融商品取引法などの法令、経営倫理、社会的規範の遵守を徹底するため、また、コンプライアンス重視の組織風土を醸成するため、次のような取組みを行っています。

②　コンプライアンスを運営・統括するための組織体制

コンプライアンス委員会を設置し、統括部署のリスク管理部とともにコンプライアンスに関する企画・推進・進捗管理などを行っています。また、各部署長をコンプライアンス責任者として、推進体制の整備を図っています。

③　各種規程・マニュアルの整備及び役職員への周知徹底

コンプライアンス規程・コンプライアンス態勢運営要領・倫理綱領・コンプライアンスマニュアルなどを整備しています。さらに、この内容を役職員に周知徹底するため、定期的にコンプライアンス研修会を開催しています。また、コンプライアンスを実現するための具体的実施計画として、毎年度ＪＡが取り組むべきコンプライアンス方針や重点取組事項の明示、コンプライアンスに係る諸規程の整備等により、組織が健全かつ効率的に機能するよう各業務において所定の基準やルールを定め、それに基づいて管理・監視を行う内部統制「全般統制整備」に取り組んでいます。

④　監査・検査体制の強化

法令等遵守態勢のチェックをするため、下記の監査・検査を行っています。

- 内部監査
  事業部門から独立した内部検査部門（監査室）において、業務執行状況が法令及び内部規程等に準拠しているか定期的に監査を実施しています。
- 監事監査
  理事の業務執行状況を適法性の観点から監査する監事監査を実施しています。
  監事には常勤監事制度を設け機能強化を図っています。
- 外部監査・検査
  外部機関である会計監査人の監査や行政による検査では、法令等の準拠性が監査の対象項目となっています。改善を要する事項があった場合、その改善策が監事会、理事会に報告される仕組みとなっています。

⑤　金融商品の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」によって、当ＪＡでは次のとおり勧誘方針を決定し、組合員・利用者の皆様に「安心と信頼」をいただけるよう、全職員への徹底を図っています。

- 組合員・利用者の皆様の商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報提供を行います。
- 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくように努めます。
- 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
- お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
- 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

⑥　個人情報保護方針

当ＪＡは、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当ＪＡの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

- 当ＪＡは、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
- 当ＪＡは、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱います。ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
- 当ＪＡは、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
- 当ＪＡは、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者及び委託先を適正に監督します。個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
- 当ＪＡは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
- 当ＪＡは、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、当組合が、本人又はその代理人から求められる開示、内容訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する個人データをいいます。
- 当ＪＡは、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
- 当ＪＡは、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店等を対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

金融ＡＤＲ（裁判外紛争解決）制度への対応

①　苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

＜当ＪＡの相談・苦情等受付窓口＞

信用事業

◎金融部事務指導課
電話番号：0532-25-3553
受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く）
※相談・苦情等については、まずは当ＪＡの窓口へお申出ください。なお、JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。

◎ＪＡバンク相談所（（一社）JAバンク・JFマリンバンク相談所）
電話番号：03-6837-1359
受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く）

共済事業

◎共済部共済事務課
電話番号：0532-25-9530
受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く）
※相談・苦情等については、まずは当ＪＡの窓口へお申出ください。なお、ＪＡ共済相談受付センターでも、ご相談・苦情等のほか、ＪＡ共済全般に関するお問い合わせをお電話で受け付けております。

◎ＪＡ共済相談受付センター（ＪＡ共済連全国本部）
電話番号：0120-536-093
受付時間：午前９時～午後６時(月曜日～金曜日）
午前９時～午後５時（土曜日）
*日・祝日及び12月29日～1月3日は休業日

②　紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

信用事業

◎愛知県弁護士会紛争解決センター
電話番号：052-203-1777
受付時間：午前10時～午後４時　（土・日・祝日・年末年始を除く）

共済事業

◎（一社）日本共済協会　共済相談所（電話：03-5368-5757）
https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html
◎（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構　https://www.jibai-adr.or.jp/
◎（公財）日弁連交通事故相談センター　https://n-tacc.or.jp/
◎（公財）交通事故紛争処理センター　https://www.jcstad.or.jp
◎日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ
https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html
※各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

経営機構

令和５年７月１日現在

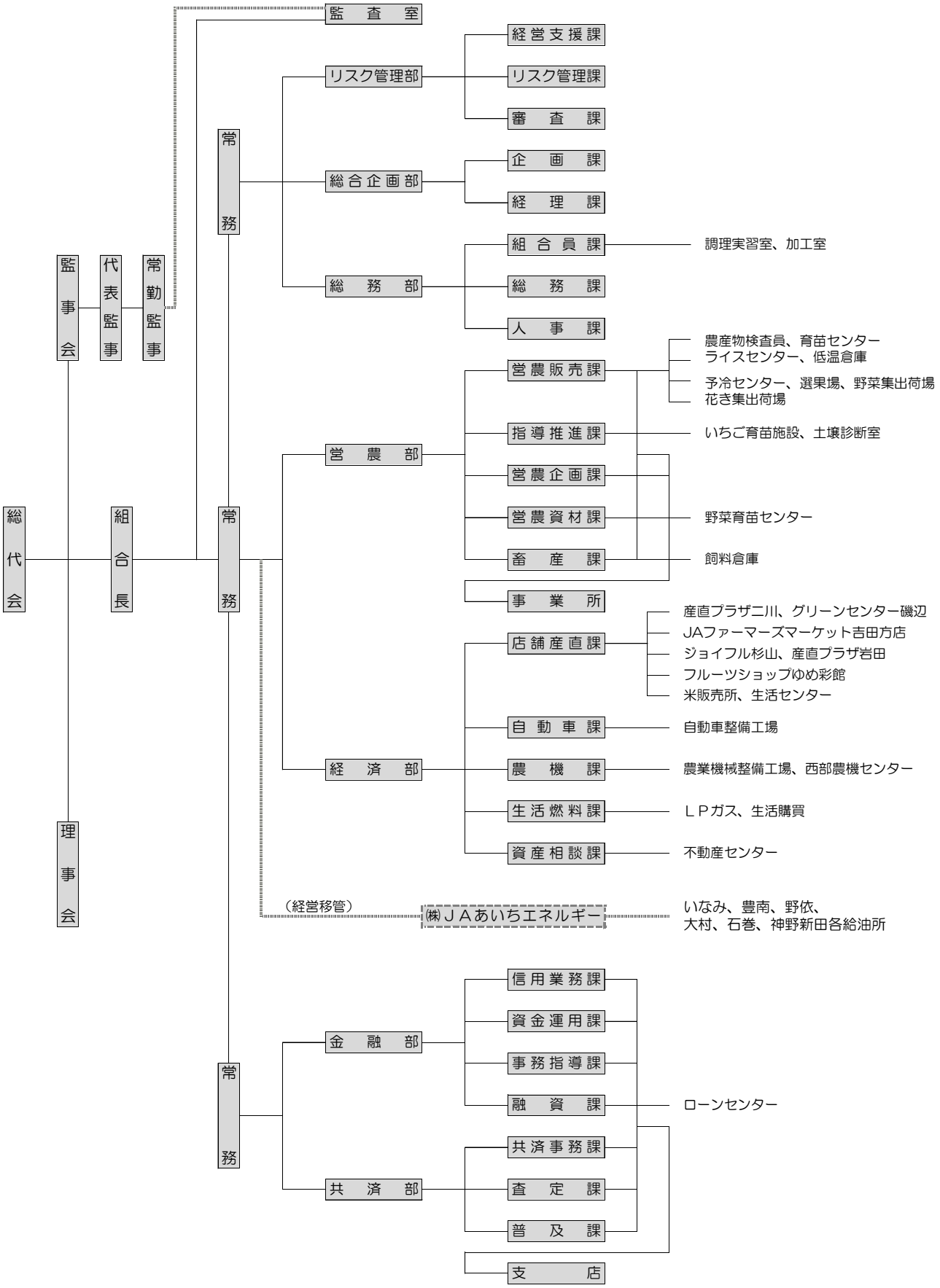

役員

（令和５年７月１日現在）

役　職	氏　名	役　職	氏　名
代表理事組合長	伊　藤　友　之	理　事	松　井　敏　宏
常務理事	山　口　　浩	理　事	伊　藤　光　代
常務理事	兵　藤　信　一	理　事	小　林　　信
常務理事	繁　原　好　幸	理　事	早　川　智　洋
理　事	岡　本　睦　子	理　事	大　林　克　至
理　事	山　口　兵　庫	理　事	林　　和　久
理　事	天　野　能　伸	理　事	中　島　　康
理　事	宮　野　久留美	理　事	小柳津　香　奈
理　事	稲　垣　雅　也	代表監事	夏　目　陽一郎
理　事	青　木　伸　浩	常勤監事	西　郷　和　久
理　事	小柳津　裕　次	監　事	鷹　羽　紀美子
理　事	福　井　直　子	監　事	中　村　美　恵
理　事	鈴　木　正　吾	監　事	金　子　親　夫
理　事	中　島　芳　松	監　事	柴　田　隆　夫
理　事	長　坂　和　則	監　事	山　本　浩　司
理　事	髙　井　正　和	監　事	那　須　博　人

職員数

（令和５年３月３１日現在）

	令和３年度末	令和４年度末	増　減
参　事	- 人	- 人	- 人
一般職員	496 人	479 人	▲ 17 人
営農指導員	29 人	11 人	▲ 18 人
営農相談員	- 人	24 人	24 人
生活指導員	2 人	2 人	- 人
（常勤嘱託）	（ 88 ）人	（ 94 ）人	（ 6 ）人
（出向者）	（ 15 ）人	（ 13 ）人	（ ▲2 ）人
合　計	527 人	516 人	▲ 11 人

業績及び財務の状況

事業の概況

業　　績

令和４年度の販売事業は、好天の影響等で露地野菜の生育状況が良く、キャベツ等の出荷量が増加しました。また、コロナ禍による輸入品の減少や業務需要が回復傾向であったこともあり、取扱高は昨年度を上回ることが出来ました。

JA事業においては、第７次総合中期計画の初年度が終了し、各種取組みの進捗状況を把握するとともに、更なる農家所得の向上を目指して「地域農業ビジョン」の達成に向けた取組みに努めました。

このような状況の中、当ＪＡの令和４年度の主な業績は次のとおりとなりました。

貯金・定期積金

貯金・定期積金については、ネットバンクを中心に各種キャンペーンの展開により残高の伸長を図りました。また、農業メインバンク機能の維持・拡大に努めた結果、期末残高は3,207.1億円（計画比99.6%、前年比100.2%）となりました。

融　　資

融資については、ローンセンターを開設し、サービス機能の充実を図るとともに、住宅関連業者への営業活動により、住宅ローン伸長を図りました。また、農業資金等の強化による農業経営支援にも努めた結果、貸出金の期末残高は523.2億円（計画比95.1%、 前年比99.4%）となり、貯貸率は16.31%となりました。

余 裕 金 運 用

有価証券の運用については、長期安定運用と運用効率の向上に努めました。その結果、有価証券期末残高244.5億円（計画比85.6%、前年比105.6%）となり、預金の期末残高については2,518.7億円（計画比100.4%、前年比99.2%）となりました。

©よりぞう

***●ローンセンターでは土・日曜も** 営業しています。*

●相談内容…住宅ローン、マイカーローン、教育資金　など
●開催場所…東田支店併設（豊橋市東郷町8）
●営業時間…9:00～17:00
●定休日…水曜日、祝日（土日曜除く）、年末年始
●お問い合わせ…0532-21-6201

***●西支店では自動車共済専用窓口を毎週土曜日** 開催しています。*

●手続き内容…新規加入手続き、各種異動手続き、契約手続き
●開催場所…西支店併設（豊橋市牟呂公文町12-1）
●開催時間…毎週土曜日　9:00～16:00（年末年始を除く）
　　※窓口休止時間　12：00～12：45
●お問い合わせ…0532-31-9168

クルマスター 自動車共済

（注）必要となる掛金等のお取扱いは現金のみとなります。

共　　済

共済事業については、訪問活動並びに契約引受や共済金支払処理の迅速化・適正化等に努め利用者満足度の向上を図りました。その結果、推進総合ポイント合計で1,762万ポイント（計画比90.1%、前年比86.3%）、長期共済保有高は7,620.8億円（計画比99.3%、前年比97.1%）となりました。

また、令和４年度に皆様のお役に立った共済金は次のとおりです。

区　分	件　数	金　額
生命系共済	11,005件	5,045,100千円
建物系共済	2,680件	2,173,658千円
短期共済	2,688件	721,902千円
支払合計	16,373件	7,940,660千円

経　　済

経済事業については、「安全・安心な農畜産物生産」に取り組んだほか、多様なニーズに沿った提案・解決、スムーズな情報提供などに努め、販売品販売取扱高197.6億円（計画比95.1%、前年比105.5%）、購買品供給高89.3億円（計画比102.8%、前年比105.2%）となりました。

損　　益

損益については、事業総利益55.4億円（前年比100.8%）、経常利益11.2億円（前年比111.8%）、当期剰余金8.1億円（前年比102.8%）となりました。

自己資本の状況

●　自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。そのために内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和５年３月末における自己資本比率は18.15%となりました。

●　経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○　普通出資による資本調達額

項　目	内　容
発行主体	豊橋農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,430百万円（前年度2,448百万円）

（注）回転出資による資本調達はありません。　　（令和５年３月３１日現在）

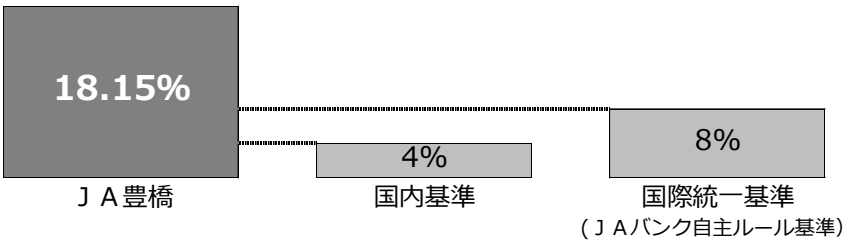

当ＪＡは、「自己資本比率算出規程」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

貸借対照表（２期分）

●令和４年度　（令和５年3月31日現在）貸借対照表
●令和３年度　（令和４年3月31日現在）貸借対照表

（単位：千円）

科目	金額 令和３年度	金額 令和４年度	科目	金額 令和３年度	金額 令和４年度
（資産の部）			（負債の部）		
1. 信用事業資産	331,802,855	330,968,234	1. 信用事業負債	327,669,478	327,539,921
(1) 現金	1,074,269	1,018,070	(1) 貯金	320,027,386	320,715,572
(2) 預金	253,665,473	251,876,453	(2) 借入金	6,349,943	5,890,678
系統預金	253,643,937	251,857,171	(3) その他の信用事業負債	1,292,148	933,669
系統外預金	21,536	19,282	未払費用	40,676	35,877
(3) 有価証券	23,151,194	24,455,092	その他の負債	1,251,472	897,792
国債	6,988,998	8,188,958	2. 共済事業負債	1,232,434	874,881
地方債	6,845,650	6,050,520	(1) 共済資金	590,209	271,374
政府保証債	1,904,305	1,336,110	(2) 未経過共済付加収入	602,055	582,908
社債	6,897,158	8,242,338	(3) その他の共済事業負債	40,169	20,598
株式	203,124	201,663	3. 経済事業負債	1,135,259	1,134,374
受益証券	311,959	435,503	(1) 経済事業未払金	931,369	956,772
(4) 貸出金	52,590,088	52,323,537	(2) 経済受託債務	114,719	110,551
(5) その他の信用事業資産	1,645,455	1,612,713	(3) その他の経済事業負債	89,170	67,050
未収収益	1,608,823	1,535,437	4. 雑負債	922,200	841,289
その他の資産	36,632	77,276	(1) 未払法人税等	158,501	179,679
(6) 貸倒引当金	▲ 323,626	▲ 317,633	(2) リース債務	87,494	43,959
2. 共済事業資産	10,907	8,950	(3) 資産除去債務	1,026	1,048
(1) その他の共済事業資産	10,907	8,950	(4) その他の負債	675,177	616,601
3. 経済事業資産	2,404,354	2,427,694	5. 諸引当金	1,514,259	1,357,420
(1) 経済事業未収金	2,188,892	2,150,845	(1) 賞与引当金	143,657	136,448
(2) 経済受託債権	93,570	92,714	(2) 退職給付引当金	884,356	778,237
(3) 棚卸資産	310,580	385,269	(3) 役員退職慰労引当金	30,147	37,479
購買品	267,166	341,992	(4) ポイント引当金	50,032	49,665
その他の棚卸資産	43,414	43,277	(5) 特例業務負担金引当金	406,066	355,589
(4) その他の経済事業資産	9,130	9,192	負債の部合計	332,473,632	331,747,887
(5) 貸倒引当金	▲ 197,819	▲ 210,326	（純資産の部）		
4. 雑資産	334,126	336,561	1. 組合員資本	23,604,798	24,197,229
5. 固定資産	9,923,529	9,494,966	(1) 出資金	2,454,756	2,437,614
(1) 有形固定資産	9,901,213	9,478,514	(2) 利益剰余金	21,156,501	21,767,136
建物	9,552,336	9,510,476	利益準備金	9,906,456	9,906,456
機械装置	2,548,727	2,551,845	その他利益剰余金	11,250,045	11,860,680
土地	3,975,761	3,975,761	特別積立金	4,794,550	4,794,550
リース資産	395,616	395,616	施設投資積立金	2,256,512	2,850,000
その他の有形固定資産	2,069,738	2,081,574	情報ｼｽﾃﾑ対策積立金	620,000	620,000
減価償却累計額	▲ 8,640,967	▲ 9,036,760	ﾘｽｸ対策積立金	1,650,000	2,000,000
(2) 無形固定資産	22,316	16,452	固定資産圧縮積立金	81,093	81,093
6. 外部出資	10,860,295	11,215,395	税効果調整積立金	502,440	477,858
系統出資	10,633,820	10,995,920	記念事業積立金	50,000	30,848
系統外出資	178,975	171,975	当期未処分剰余金	1,295,448	1,006,329
子会社等出資	47,500	47,500	（うち当期剰余金）	(790,439)	(812,911)
			(3) 処分未済持分	▲ 6,459	▲ 7,521
			2. 評価・換算差額等	▲ 170,563	▲ 728,415
			その他有価証券評価差額金	▲ 170,563	▲ 728,415
7. 繰延税金資産	571,798	764,897	純資産の部合計	23,434,235	23,468,813
資産の部合計	355,907,867	355,216,700	負債及び純資産の部合計	355,907,867	355,216,700

損益計算書（２期分）

●令和４年度　（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）損益計算書
●令和３年度　（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）損益計算書

（単位：千円）

科目	金額 令和３年度	金額 令和４年度
1. 事業総利益	5,497,386	5,541,820
事業収益	11,753,242	12,460,587
事業費用	6,255,856	6,918,766
(1) 信用事業収益	2,350,013	2,364,831
資金運用収益	2,238,390	2,203,330
(うち預金利息)	(1,555,118)	1,481,126
(うち有価証券利息)	(128,940)	(126,267)
(うち貸出金利息)	(476,348)	(448,333)
(うちその他受入利息)	(77,983)	(147,603)
役務取引等収益	82,291	85,367
その他事業直接収益	15,380	4,786
その他経常収益	13,950	71,346
(2) 信用事業費用	217,323	211,918
資金調達費用	87,687	77,914
(うち貯金利息)	(76,317)	(67,928)
(うち給付補填備金繰入)	(301)	(203)
(うち借入金利息)	(4,646)	(4,411)
(うちその他支払利息)	(6,422)	(5,371)
役務取引等費用	31,607	28,250
その他経常費用	98,029	105,753
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲7,516)	(▲5,992)
信用事業総利益	2,132,689	2,152,913
(3) 共済事業収益	1,390,099	1,300,062
共済付加収入	1,319,919	1,229,050
その他の収益	70,179	71,011
(4) 共済事業費用	61,219	49,574
共済推進費	53,765	41,418
その他の費用	7,453	8,155
共済事業総利益	1,328,880	1,250,488
(5) 購買事業収益	6,660,303	7,348,700
購買品供給高	6,314,596	6,942,394
購買手数料	258,665	297,370
その他の収益	87,042	108,935
(6) 購買事業費用	5,565,680	6,195,183
購買品供給原価	5,483,252	6,042,360
購買品供給費	39,710	47,466
その他の費用	42,717	105,357
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(13,906)
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲5,441)	-
購買事業総利益	1,094,622	1,153,516
(7) 販売事業収益	602,557	633,987
販売手数料	407,891	431,635
その他の収益	194,665	202,352
(8) 販売事業費用	22,750	27,163
販売費	13,614	13,118
その他の費用	9,136	14,045
(うち貸倒引当金繰入額)	(100)	-
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(▲982)
販売事業総利益	579,806	606,824

科目	金額 令和３年度	金額 令和４年度
(9) 保管事業収益	4,884	5,706
(10) 保管事業費用	681	670
保管事業総利益	4,203	5,036
(11) 利用事業収益	735,289	783,422
(12) 利用事業費用	410,428	451,363
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲3,255)	(▲361)
利用事業総利益	324,860	332,059
(13) 宅地等供給事業収益	40,625	48,698
(14) 宅地等供給事業費用	1,156	1,708
宅地等供給事業総利益	39,468	46,989
(15) 指導事業収入	13,324	16,340
(16) 指導事業支出	20,468	22,347
指導事業収支差額	▲ 7,144	▲ 6,006
2. 事業管理費	4,798,437	4,637,243
(1) 人件費	3,315,544	3,190,582
(2) 業務費	441,966	448,269
(3) 諸税負担金	167,682	168,177
(4) 施設費	836,177	795,243
(5) その他事業管理費	37,066	34,969
事業利益	698,949	904,577
3. 事業外収益	354,808	291,983
(1) 受取雑利息	16,119	13,396
(2) 受取出資配当金	172,671	175,258
(3) 賃貸料	61,907	55,720
(4) 商権利用料	64,920	26,760
(5) 雑収入	39,190	20,848
4. 事業外費用	49,209	73,099
(1) 寄付金	565	853
(2) 賃貸費用	41,067	37,672
(3) 商権管理料	-	10,792
(4) 雑損失	7,576	23,781
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲20)	(▲14)
経常利益	1,004,548	1,123,460
5. 特別利益	2,403	1,133
(1) 固定資産処分益	2,403	-
(2) 受入助成金	-	1,133
6. 特別損失	23,646	64,754
(1) 固定資産処分損	23,146	2,001
(2) 固定資産減損損失	-	61,602
(3) その他特別損失	500	1,150
税引前当期利益	983,305	1,059,840
7. 法人税等合計	192,865	246,928
(1) 法人税、住民税及び事業税	197,851	217,360
(2) 法人税等調整額	▲ 4,985	29,567
当期剰余金	790,439	812,911
当期首繰越剰余金	161,521	144,698
施設投資積立金取崩額	343,487	-
記念事業積立金取崩額	-	19,151
税効果調整積立金取崩額	-	29,567
当期未処分剰余金	1,295,448	1,006,329

注記表（２期分）

令和３年度

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っている。

・子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・購買品……移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、店舗在庫、営農・生活物資の一部については、売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・その他の棚卸資産……最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（２）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により償却している。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物・建物附属設備並びに平成28年４月１日以降に取得した構築物については、定額法により償却している。

主な耐用年数は以下の通りである。

・建物　10年～65年

・機械装置　７年～15年

② 無形固定資産：定額法による。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却している。

③ リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法により償却している。

（３）引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上している。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上している。また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定している。

上記以外の債権については、今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定している。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査している。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上している。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上している。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

イ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしている。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上している。

⑤ ポイント引当金

組合員･利用者の事業利用促進等を目的とする総合ポイント奨励制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上している。

（追加情報）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年３月26日）の適用に伴い、当該ポイントの付与が、契約を締結しなければ顧客利用者等が受け取れない重要な権利に該当する場合は、付与したポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べている。また、当該ポイントの付与が、契約を締結しなければ利用者等顧客が受け取れない重要な権利

令和４年度

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っている。

・子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・購買品……移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、店舗在庫、営農・生活物資の一部については、売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・その他の棚卸資産……最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（２）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により償却している。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物・建物附属設備並びに平成28年４月１日以降に取得した構築物については、定額法により償却している。

主な耐用年数は以下の通りである。

・建物　10年～65年

・機械装置　７年～15年

② 無形固定資産：定額法による。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却している。

③ リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法により償却している。

（３）引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上している。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上している。また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定している。

上記以外の債権については、今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定している。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査している。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上している。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上している。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

イ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしている。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上している。

⑤ ポイント引当金

組合員･利用者の事業利用促進等を目的とする総合ポイント奨励制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上している。

令和３年度	令和４年度
に該当しない場合は、ポイント引当金として計上している。 なお、この変更による影響は軽微である。 ⑥　特例業務負担金引当金 特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上している。 （４）収益及び費用の計上基準 ①　収益認識関連 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年３月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりである。 ア　購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。 イ　販売事業 委託販売取引 組合員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。 ウ　利用事業 ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。 エ　宅地等供給事業 組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識している。 （５）リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、売買処理をしている。 （６）消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上している。 （７）計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示している。 （８）その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 ①　事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っていない。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示している。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載している。 ②　当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示している。	⑥　特例業務負担金引当金 特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上している。 （４）収益及び費用の計上基準 ①　収益認識関連 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下の通りである。 ア　購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。 イ　販売事業 委託販売取引 組合員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。 ウ　利用事業 ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。 エ　宅地等供給事業 組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識している。 （５）消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上している。 （６）計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示している。 （７）その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 ①　事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っていない。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示している。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載している。 ②　当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示している。
２．会計方針の変更に関する注記 （１）収益認識に関する会計基準等の適用 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年３月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりである。 ①　代理人取引に係る収益認識 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更している。 ②　総合ポイント奨励制度の会計処理 経済事業において、総合ポイント奨励制度に基づいて購買品の供給等に伴い付与するポイントについて、従来は、付与したポイントの使用に備えるため、将来発生されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、当該引当金の繰入額を事業費用として計上していたが、付与したポイントを将来の履行義務として識別し、契約負債として収益の計上を繰り延べる方法に変更している。なお、契約負債は経済事業負債の経済受託債務に含めて表示している。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第８４項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及	**２．会計方針の変更に関する注記**

令和３年度

適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第８６項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していない。

この結果、当事業年度の購買事業収益が2,065,549千円、購買事業費用が2,065,549千円減少している。なお、その他の計算書類への影響は軽微である。

（２）時価の算定に関する会計基準等の適用

当組合は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。これによる当事業年度の計算書類への影響はない。

３．会計上の見積りに関する注記

（１）貸出金の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正

① 当事業年度の計算書類に計上した金額：153,846 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸出金の一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上している。将来見込み等必要な修正は、当ＪＡの貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積もっている。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性がある。

（２）繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額：602,445 千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし計上している。

翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中期計画及び事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっている。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける。よって、将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

４．貸借対照表に関する注記

（１）資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額　69 千円

（２）固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は 3,462,036千円であり、その内訳は次のとおりである。

土地	256,669 千円	建物	2,012,801 千円
構築物	166,121 千円	機械装置	1,006,433 千円
車輌運搬具	2,449 千円	器具備品	17,561 千円

（３）貸付有価証券

期末に消費貸借契約により貸し付けている有価証券は次のとおりである。

科　目	貸借対照表計上額
国　債	6,988,998 千円
（うち貸付有価証券分）	1,453,370 千円

（４）子会社等に対する金銭債権・債務の総額

・子会社等に対する金銭債権の総額　182,852 千円

・子会社等に対する金銭債務の総額　356,612 千円

（５）役員に対する金銭債権・債務の総額

・理事及び監事に対する金銭債権の総額　265,183 千円

・理事及び監事に対する金銭債務はない。

（６）リスク管理債権の状況　（単位：千円）

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,147,723
危険債権	182,944
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	41,892
合計	1,372,559

令和４年度

（１）時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとした。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はない。

３．会計上の見積りに関する注記

（１）貸出金の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正

① 当事業年度の計算書類に計上した金額：147,408 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸出金の一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上している。将来見込み等必要な修正は、当ＪＡの貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積もっている。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性がある。

（２）固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額：61,602 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グループの将来キャッシュ・フローを見積もり、減損を認識するか否かを判定している。当該将来キャッシュ・フローは、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っている。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性がある。

（３）繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額：795,537 千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし計上している。

翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中期計画及び事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっている。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける。よって、将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

４．貸借対照表に関する注記

（１）資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額　54 千円

（２）固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は2,954,500千円であり、その内訳は次のとおりである。

土地	256,669 千円	建物	1,512,801 千円
構築物	166,121 千円	機械装置	998,896 千円
車輌運搬具	2,449 千円	器具備品	17,561 千円

（３）貸付有価証券

期末に消費貸借契約により貸し付けている有価証券は次のとおりである。

科　目	貸借対照表計上額
国　債	8,188,958 千円
（うち貸付有価証券分）	1,501,690 千円

（４）子会社等に対する金銭債権・債務の総額

・子会社等に対する金銭債権の総額　156,697 千円

・子会社等に対する金銭債務の総額　400,012 千円

（５）役員に対する金銭債権・債務の総額

・理事及び監事に対する金銭債権の総額　226,705 千円

・理事及び監事に対する金銭債務はない。

（６）農協法等開示債権の状況　（単位：千円）

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,179,341
危険債権	340,179
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	38,401
合計	1,557,922

令和３年度

1．破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権である。
2．危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）である。
3．三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金である。（上記１及び２の債権を除く。）
4．貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金である。（上記１、２の債権及び、３の貸出金を除く。）
5．リスク管理債権については、担保・保証及び貸倒引当金によって保全されている。

5．損益計算書に関する注記

（1）子会社等との取引高の総額　（単位：千円）

	収　益	費　用
事業取引高	14,014	336
事業取引以外の取引高	2,075	-
総額	16,089	336

6．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っている。また、農家組合員への農業制度資金の転貸を目的とした借入れを行っている。

②　金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されている。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有している。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されている。

借入金は、長期間にわたり金利の変動リスクに晒されている。

③　金融商品に係るリスク管理体制

ア　信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っている。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っている。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っている。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいる。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めている。

イ　市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めている。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を

令和４年度

1．破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権である。
2．危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）である。
3．三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金である。（上記１及び２の債権を除く。）
4．貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金である。（上記１、２の債権及び、３の貸出金を除く。）
5．なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

5．損益計算書に関する注記

（1）子会社等との取引高の総額　（単位：千円）

	収　益	費　用
事業取引高	14,584	590
事業取引以外の取引高	2,002	-
総額	16,588	590

（2）減損損失に関する注記

①　資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要当期に減損損失を認識した固定資産は、次のとおりである。

場所	用途	種類
津田支店	営業用店舗	建物
北支店	営業用店舗	建物等

当組合は、事業資産については継続的な収支の把握を行っている支店・生活店舗・給油所を、遊休資産及び賃貸不動産については各資産をグルーピングの最小単位としている。また、本店、農業関係等の共同利用施設についてはＪＡ全体の共用資産としている。

②　減損損失の認識に至った経緯

津田、北支店については、施設の廃止が決定したことから、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識した。

③　特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

津田支店　35,421　千円（建物　35,421千円）
北支店　26,180　千円（建物　26,071千円、器具備品　109千円）

④　回収可能価額の算出方法

津田支店土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は路線価額に基づき算定している。

北支店土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産評価額に基づき算定している。

6．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っている。また、農家組合員への農業制度資金の転貸を目的とした借入れを行っている。

②　金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されている。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有している。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されている。

借入金は、長期間にわたり金利の変動リスクに晒されている。

③　金融商品に係るリスク管理体制

ア　信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っている。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っている。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っている。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいる。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めている。

イ　市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めている。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を

令和３年度

定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っている。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っている。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告している。

＜市場リスクに係る定量的情報＞

（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品である。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金並びに借入金である。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予相変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.06％上昇したものと想定した場合には、経済価値が135,469千円減少するものと把握している。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。

ウ　資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めている。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。

（２）金融商品の時価等に関する事項

①　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていない。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預　金	253,665,473	253,668,161	2,688
有価証券	23,151,194	23,151,194	-
満期保有目的の債券	-	-	-
その他の有価証券	23,151,194	23,151,194	-
貸出金	52,590,088		
貸倒引当金（注）	▲ 323,626		
貸倒引当金控除後	52,266,462	53,200,477	934,015
資産計	329,083,130	330,019,833	936,703
貯　金	320,027,386	320,053,354	25,967
借入金	6,349,943	6,328,821	▲ 21,122
負債計	326,377,329	326,382,175	4,845

（注）貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載している。

②　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア　預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「ＯＩＳ」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

イ　有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっている。また、投資信託については、公表されている基準価格によっている。

ウ　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

【負債】

ア　貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、

令和４年度

定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っている。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っている。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告している。

＜市場リスクに係る定量的情報＞

（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品である。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金並びに借入金である。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予相変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.11％上昇したものと想定した場合には、経済価値が256,457千円減少するものと把握している。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。

ウ　資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めている。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。

（２）金融商品の時価等に関する事項

①　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていない。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預　金	251,876,453	251,833,783	▲ 42,670
有価証券	24,455,092	24,455,092	-
満期保有目的の債券	-	-	-
その他の有価証券	24,455,092	24,455,092	-
貸出金	52,323,537		
貸倒引当金（注）	▲ 317,633		
貸倒引当金控除後	52,005,903	52,582,868	576,964
資産計	328,337,450	328,871,744	534,294
貯　金	320,715,572	320,669,403	▲ 46,169
借入金	5,890,678	5,846,425	▲ 44,253
負債計	326,606,251	326,515,828	▲ 90,422

（注）貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載している。

②　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア　預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「ＯＩＳ」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

イ　有価証券

上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用している。

地方債や社債については、公表された相場価格を用いている。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いている。

上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっている。

ウ　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

【負債】

ア　貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、

令和３年度

将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

イ　借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

③　市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていない。　（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資（注）	10,860,295

（注）外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年７月４日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしていない。

④　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額　（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	253,665,473	-	-	-	-	-
有価証券 満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期のあるもの	2,122,000	1,200,000	710,000	1,000,000	400,000	17,556,170
貸出金(注1,2)	4,919,737	3,621,990	3,378,149	3,042,244	2,733,175	34,549,119
合　計	260,707,210	4,821,990	4,088,149	4,042,244	3,133,175	52,105,289

（注1）貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）629,476千円については「1年以内」に含めている。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めている。

（注2）貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等345,671千円は償還の予定が見込まれないため、含めていない。

⑤　借入金及び有利子負債の決算日後の返済予定額　（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（注）	293,179,763	18,117,124	7,951,028	263,461	279,270	236,739
借　入　金	508,482	3,176,234	444,135	384,652	349,110	1,487,327
合　計	293,688,245	21,293,359	8,395,163	648,113	628,381	1,724,066

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めている。

7．有価証券に関する注記

（1）その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであり、評価差額▲234,935千円から繰延税金資産64,372千円を差引いた額▲170,563千円を「その他有価証券評価差額金」として計上している。　（単位：千円）

種　類		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債　券	7,088,663	7,155,803	67,139
	国　債	400,685	402,740	2,054
	地方債	3,792,188	3,839,150	46,961
	政府保証債	1,224,910	1,232,295	7,384
	社　債	1,670,878	1,681,618	10,739
	受益証券	120,099	202,838	82,739
	株　式	84,814	193,729	108,915
	小　計	7,293,576	7,552,370	258,794
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債　券	15,969,550	15,480,308	▲ 489,242
	国　債	6,835,705	6,586,258	▲ 249,447
	地方債	3,123,452	3,006,500	▲ 116,952
	政府保証債	698,962	672,010	▲ 26,952
	社　債	5,311,429	5,215,540	▲ 95,889
	受益証券	113,556	109,121	▲ 4,435
	株　式	9,447	9,395	▲ 52
	小　計	16,092,554	15,598,824	▲ 493,730
合　計		23,386,130	23,151,194	▲ 234,935

（2）当事業年度中に売却したその他有価証券

当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりである。　（単位：千円）

	売却額	売却益	売却損
債　券	3,022,699	15,380	-
国　債	1,514,962	9,325	-
地方債	1,005,523	4,278	-
政府保証債	200,997	612	-
社　債	301,217	1,164	-
株　式	4,275	36	-
合　計	3,026,974	15,416	-

8．退職給付に関する注記

（1）退職給付に係る注記

①　採用している退職給付制度の概要

令和４年度

将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

イ　借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

③　市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていない。　（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	11,215,395

④　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額　（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	249,296,453	2,580,000	-	-	-	-
有価証券 満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期のあるもの	1,200,000	710,000	1,000,000	500,000	400,000	21,247,530
貸出金(注1,2)	4,974,775	3,561,463	3,228,479	2,903,153	2,671,780	34,581,369
合　計	255,471,229	6,851,463	4,228,479	3,403,153	3,071,780	55,828,899

（注1）貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）553,408千円については「1年以内」に含めている。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めている。

（注2）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等402,514千円は償還の予定が見込まれないため、含めていない。

⑤　借入金及び有利子負債の決算日後の返済予定額　（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（注）	302,340,850	8,400,957	9,142,022	292,690	346,010	193,040
借　入　金	3,172,583	444,741	386,618	351,076	323,294	1,212,363
合　計	305,513,433	8,845,698	9,528,641	643,767	669,305	1,405,404

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めている。

7．有価証券に関する注記

（1）その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであり、評価差額▲1,015,454千円から繰延税金資産287,038千円を差引いた額▲728,415千円を「その他有価証券評価差額金」として計上している。　（単位：千円）

種　類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債　券	4,778,788	4,732,931	45,856
	国　債	403,340	399,640	3,699
	地方債	2,701,310	2,672,072	29,237
	社　債	1,071,438	1,060,486	10,951
	政府保証債	602,700	600,732	1,967
	受益証券	232,573	147,503	85,069
	株　式	201,663	98,094	103,569
	小　計	5,213,024	4,978,530	234,494
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債　券	19,039,138	20,274,246	▲ 1,235,108
	国　債	7,785,618	8,325,922	▲ 540,304
	地方債	3,349,210	3,634,637	▲ 285,427
	社　債	7,170,900	7,518,503	▲ 347,603
	政府保証債	733,410	795,183	▲ 61,773
	受益証券	202,930	217,770	▲ 14,840
	小　計	19,242,068	20,492,017	▲ 1,249,949
合　計		24,455,092	25,470,547	▲ 1,015,454

（2）当事業年度中に売却したその他有価証券

当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりである。　（単位：千円）

	売却額	売却益	売却損
債　券	2,229,816	4,786	-
国　債	302,413	1,001	-
地方債	1,102,973	2,649	-
社　債	200,366	315	-
政府保証債	624,064	819	-
合　計	2,229,816	4,786	-

8．退職給付に関する注記

（1）退職給付に係る注記

①　採用している退職給付制度の概要

令和３年度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用している。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用している。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,690,346 千円
勤務費用	180,555 千円
利息費用	6,690 千円
数理計算上の差異の発生額	▲16,590 千円
退職給付の支払額	▲283,900 千円
期末における退職給付債務	3,577,101 千円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,731,489 千円
期待運用収益	29,019 千円
数理計算上の差異の発生額	▲1,184 千円
特定退職金共済制度への拠出金	98,790 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	89,898 千円
退職給付の支払額	▲223,576 千円
期末における年金資産	2,724,437 千円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3,577,101 千円
年金資産	▲2,724,437 千円
特定退職金共済制度	▲887,470 千円
確定給付企業年金制度	▲1,836,966 千円
未積立退職給付債務	852,664 千円
未認識数理計算上の差異	31,691 千円
貸借対照表計上額純額	884,356 千円
退職給付引当金	884,356 千円

⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	180,555 千円
利息費用	6,690 千円
期待運用収益	▲29,019 千円
数理計算上の差異の費用処理額	33,408 千円
合計	191,634 千円

⑥ 年金資産の主な内訳

ア 特定退職金共済制度

債券	64 %
年金保険投資	27 %
現金及び預金	4 %
その他	5 %
合計	100 %

イ 確定給付企業年金制度

一般勘定	100 %

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00～1.04 %
長期期待運用収益率	
特定退職金共済制度	0.65 %
確定給付企業年金制度	1.25 %

（２）特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第５７条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるために拠出した特例業務負担金は40,606千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩している。

なお、同共済組合より示された令和４年３月現在における令和１４年３月までの特例業務負担金の将来見込額は390,998千円となっている。

9. 税効果会計に関する注記

（１）繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金超過	97,059 千円
退職給付引当金	242,313 千円
賞与引当金	39,362 千円
役員退職慰労引当金	8,260 千円
特例業務負担金引当金	111,262 千円
固定資産減損損失	34,926 千円
貸出金未収利息不計上額	24,385 千円
未払費用否認額	68,462 千円
未収収益計上額	3,507 千円
未払事業税等	12,530 千円
有価証券減損損失	31,647 千円
その他有価証券評価差額金	64,372 千円
その他	45,711 千円
繰延税金資産　小計	783,801 千円
評価性引当額	▲181,356 千円
繰延税金資産　合計	602,445 千円

令和４年度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用している。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用している。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,577,101 千円
勤務費用	171,546 千円
利息費用	9,489 千円
数理計算上の差異の発生額	▲97,204 千円
退職給付の支払額	▲302,241 千円
期末における退職給付債務	3,358,691 千円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,724,437 千円
期待運用収益	28,730 千円
数理計算上の差異の発生額	▲1,062 千円
特定退職金共済制度への拠出金	97,178 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	87,922 千円
退職給付の支払額	▲244,182 千円
期末における年金資産	2,693,022 千円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3,358,691 千円
年金資産	▲2,693,022 千円
特定退職金共済制度	▲910,593 千円
確定給付企業年金制度	▲1,782,428 千円
未積立退職給付債務	665,669 千円
未認識数理計算上の差異	112,567 千円
貸借対照表計上額純額	778,237 千円
退職給付引当金	778,237 千円

⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	171,546 千円
利息費用	9,489 千円
期待運用収益	▲28,730 千円
数理計算上の差異の費用処理額	▲15,266 千円
合計	137,039 千円

⑥ 年金資産の主な内訳

ア 特定退職金共済制度

債券	63 %
年金保険投資	28 %
現金及び預金	5 %
その他	4 %
合計	100 %

イ 確定給付企業年金制度

一般勘定	100 %

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00～1.53 %
長期期待運用収益率	
特定退職金共済制度	0.65 %
確定給付企業年金制度	1.25 %

（２）特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第５７条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるために拠出した特例業務負担金は39,509千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩している。

なお、同共済組合より示された令和５年３月現在における令和１４年３月までの特例業務負担金の将来見込額は331,520千円となっている。

9. 税効果会計に関する注記

（１）繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金超過	102,082 千円
退職給付引当金	213,236 千円
賞与引当金	37,386 千円
役員退職慰労引当金	10,269 千円
特例業務負担金引当金	97,431 千円
固定資産減損損失	49,895 千円
貸出金未収利息不計上額	24,481 千円
未払費用否認額	68,312 千円
未収収益計上額	2,951 千円
未払事業税等	13,741 千円
有価証券減損損失	28,708 千円
その他有価証券評価差額金	287,038 千円
その他	44,347 千円
繰延税金資産　小計	979,884 千円
評価性引当額	▲184,346 千円
繰延税金資産　合計	795,537 千円

令和３年度		令和４年度	
繰延税金負債		繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	▲30,605 千円	固定資産圧縮積立金	▲30,605 千円
資産除去債務相当資産	▲40 千円	資産除去債務相当資産	▲35 千円
繰延税金負債　合計	▲30,646 千円	繰延税金負債　合計	▲30,640 千円
繰延税金資産の純額	571,798 千円	繰延税金資産の純額	764,897 千円
（２）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因		（２）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.4 %	法定実効税率	27.4 %
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲2.5 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲2.3 %
事業分量配当	▲3.4 %	事業分量配当	▲3.4 %
法人税額の特別控除	▲0.2 %	法人税額の特別控除	▲0.1 %
評価性引当額の増減	▲3.2 %	評価性引当額の増減	0.3 %
その他	0.2 %	その他	0.2 %
税効果適用後の法人税等負担率	19.6 %	税効果適用後の法人税等負担率	23.3 %
10．収益認識に関する注記		**10．収益認識に関する注記**	
「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記　（４）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。		「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記　（４）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。	

剰余金処分計算書（２期分）

（単位：千円）

項　目	金　額	
	令和３年度	令和４年度
1. 当期未処分剰余金	1,295,448	1,006,329
2. 剰余金処分額	1,150,750	905,323
(1) 任意積立金	948,473	719,151
施設投資積立金	593,487	400,000
リスク対策積立金	350,000	300,000
税効果調整積立金	4,985	-
記念事業積立金	-	19,151
(2) 出資配当金	80,623	55,742
(3) 事業分量配当金	121,653	130,430
4. 次期繰越剰余金	144,698	101,005

（注）１　出資に対する配当の割合は、次のとおりです。
　　令和３年度　年3.3％　　令和４年度　年2.3％
　２　事業分量配当金の基準は、次のとおりです。
　　・営農販売　　1,000円につき　　令和３年度　8円78銭　　令和４年度　8円78銭
　　・畜産販売　　1,000円につき　　令和３年度　3円60銭　　令和４年度　3円60銭
　　※事業分量配当金については、外税扱いとして別途消費税を支払います。
　３　目的積立金の種類、積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額及び剰余金処分後積立額は、次のとおりです。

（単位：千円）

種　類	目的、積立基準及び取崩基準	積立目標額	剰余金処分後積立額
施設投資積立金	中長期的に予定する施設取得等の資金準備のために積み立てを行い、取得した年度において自己資金相当額を取り崩す。	5,000,000	3,250,000
リスク対策積立金	経済動向の悪化に伴う債権の貸倒や有価証券の減損、地震・台風等の大規模自然災害、法令改正、会計基準の変更等による多額の損失等の発生に備えて相当額を積み立てる。多額の損失等が発生した場合には、相当額以内で取り崩す。	5,000,000	2,300,000
情報システム対策積立金	中長期的に予定する情報システムに関する開発、更新、利用および機器取得などの投資に備え積立を行う。取崩は投資年度より行うこととし、取得等の場合は自己資金相当額を５年にわたり均等に取崩し、その他は費用相当額を発生年度に取り崩す。	620,000	620,000
固定資産圧縮積立金	固定資産を取得し、税務上圧縮記帳する金額を積立て、減価償却資産に係るものは各事業年度、土地に係るものは処分した年度に取り崩す。		81,093
税効果調整積立金	繰延税金資産（法人税等の前払部分）の剰余金処分を留保するために積立を行い、取り崩しは法人税等の前払金額が回収された年度において回収した金額を取り崩す。なお、令和４年度29,567,825円取り崩している。		477,858
記念事業積立金	合併記念等、記念事業に要する費用の資金準備のため積み立てを行い、実施した年度に相当額を取り崩す。なお、令和４年度19,151,591円取り崩している。	50,000	50,000

４　次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。
　　令和３年度　40百万円　令和４年度　４１百万円

財務諸表の正確性等にかかる確認

確　　認　　書

①私は、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表に関する全ての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。

②当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の態勢が整備され、有効に機能していることを確認しました。

○　業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する態勢が整備されております。

○　業務の実施部署から独立した内部監査部署が内部管理体制の適切性・有効性を検証しております。

○　重要な事項については理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和５年６月２３日
豊橋農業協同組合
代表理事組合長
伊　藤　　友　之

会計監査人の監査

令和４年度及び令和３年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第３７条の２第３項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

主要な経営指標の推移

（単位：百万円、千口、%、人）

項目		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
貸出金		47,078	50,453	52,242	52,590	52,323
有価証券		18,151	17,191	18,929	23,151	24,455
貯金・定期積金		299,511	313,386	318,948	320,027	320,715
信用	事業収益	2,517	2,536	2,428	2,350	2,364
	事業外収益	124	120	139	138	116
	経常収益	2,642	2,656	2,568	2,488	2,480
共済	事業収益	1,559	1,509	1,425	1,390	1,300
	事業外収益	60	62	54	62	51
	経常収益	1,619	1,572	1,479	1,452	1,351
農業関連	事業収益	9,330	9,038	8,463	7,309	8,001
	事業外収益	114	112	102	113	95
	経常収益	9,445	9,151	8,566	7,422	8,096
その他	事業収益	1,518	1,420	1,259	747	835
	事業外収益	34	34	21	40	29
	経常収益	1,552	1,454	1,281	787	864
合計	事業収益	14,925	14,504	13,590	11,797	12,501
	事業外収益	334	329	326	354	291
	経常収益	15,260	14,834	13,916	12,151	12,793
経常利益		855	771	895	1,004	1,123
当期剰余金		715	454	559	790	812
総資産額		334,202	349,533	354,177	355,907	355,216
純資産額		22,840	22,921	23,221	23,434	23,468
出資金額		2,503	2,495	2,476	2,454	2,437
出資口数		2,503	2,495	2,476	2,454	2,437
出資配当金		74	74	73	80	55
事業分量配当金		121	121	118	121	130
単体自己資本比率		18.52	17.79	17.70	17.92	18.15
職員数		450	438	440	439	422

（注）1.当期剰余金は銀行等の当期利益に相当するものです。
2.「単体自己資本比率」は「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しております。
3.「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用に伴い、代理人に区分される取引に純額で表示する等の対応をしております。

利益及び利益率

（単位：百万円、%）

項目	令和３年度	令和４年度	増減
事業総利益	5,497	5,541	44
事業粗利益	5,475	5,496	21
事業粗利益率	1.53	1.54	0.01
事業純益	676	845	169
実質事業純益	676	859	183
コア事業純益	661	854	193
コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	532	728	196
経常利益	1,004	1,123	119
当期剰余金	790	812	22
総資産平均残高	356,468	356,654	186
純資産勘定平均残高	23,232	23,240	8
総資産経常利益率	0.28	0.31	0.03
純資産経常利益率	4.32	4.83	0.51
総資産当期剰余金率	0.22	0.22	0.00
純資産当期剰余金率	3.40	3.49	0.09

（注）事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益
＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用
＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用
事業粗利益率＝事業粗利益÷総資産平均残高×100
事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
コア事業純益（投資信託解約損益除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益
総資産経常利益率＝経常利益÷総資産平均残高×100
純資産経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100
総資産当期剰余金率＝当期剰余金÷総資産平均残高×100
純資産当期剰余金率＝当期剰余金÷純資産勘定平均残高×100

信用事業

信用事業粗利益の内訳と信用事業粗利益率

（単位：百万円、%）

項目	令和３年度	令和４年度	増減
資金運用収支	2,150	2,125	▲ 25
資金運用収益	2,238	2,203	▲ 35
資金調達費用	87	77	▲ 9
役務取引等収支	50	57	6
役務取引等収益	82	85	3
役務取引等費用	31	28	▲ 3
その他事業直接収支	15	4	▲ 10
その他事業直接収益	15	4	▲ 10
その他事業直接費用	-	-	-
その他経常収支	▲ 84	▲ 34	49
その他経常収益	13	71	57
その他経常費用	98	105	7
信用事業粗利益	2,132	2,221	89
信用事業粗利益率	0.64	0.67	0.03

（注）信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷信用事業資金運用勘定平均残高×100

資金運用収支の内訳と利ざや

（単位：百万円、%）

項目	平均残高		利息		利回り	
	令和３年度	令和４年度	令和３年度	令和４年度	令和３年度	令和４年度
資金運用勘定	329,791	330,435	2,238	2,203	0.678	0.666
うち預金	256,061	254,084	1,633	1,628	0.637	0.640
うち貸出金	52,909	52,132	476	448	0.900	0.859
うち有価証券	20,820	24,218	128	126	0.619	0.520
資金調達勘定	326,665	327,214	81	72	0.024	0.022
うち貯金・定期積金	320,145	321,128	76	68	0.023	0.021
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	6,520	6,086	4	4	0.071	0.065
資金運用収支			2,157	2,131		
総資金利ざや					0.654	0.644

（注）総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達利回り

資金運用収支の増減

（単位：百万円）

項目	令和３年度増減額	令和４年度増減額
資金運用勘定（運用利息）	▲ 56	▲ 35
うち預金利息	▲ 70	▲ 4
うち貸出金利息	0	▲ 28
うち有価証券利息	13	▲ 2
資金調達勘定（調達利息）	▲ 101	▲ 8
うち貯金・定期積金利息	▲ 101	▲ 8
うち譲渡性貯金利息	-	-
うち借入金利息	▲ 0	▲ 0
差し引き	44	▲ 26

（注）増減額は前年度対比です。

役務取引等収支の内訳

（単位：百万円）

項目	令和３年度	令和４年度	増減
役務取引等収益	82	85	3
受入為替手数料	39	40	0
その他受入手数料	42	44	2
その他の役務取引等収益	-	-	-
役務取引等費用	31	28	▲ 3
支払為替手数料	21	18	▲ 2
その他支払手数料	2	1	▲ 0
その他の役務取引等費用	7	7	0
役務取引等収支	50	57	6

その他事業直接収支の内訳

（単位：百万円）

項目	令和３年度	令和４年度	増減
その他事業直接収益	15	4	▲ 10
うち国債等債券売却益	15	4	▲ 10
うち国債等債券償還益	-	-	-
その他事業直接費用	-	-	-
うち国債等債券売却損	-	-	-
うち国債等債券償還損	-	-	-
その他事業直接収支	15	4	▲ 10

貯　金

貯金平均残高

（単位：百万円、%）

種類	令和３年度	令和４年度	増減
当座性貯金	132,761 (41.4)	141,018 (43.9)	8,257
定期性貯金	187,060 (58.4)	179,805 (55.9)	▲ 7,255
譲渡性貯金	- (-)	- (-)	-
その他貯金	322 (0.2)	304 (0.2)	▲ 18
合計	320,145 (100.0)	321,128 (100.0)	983

（注）1.当座性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2.定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3.その他貯金＝別段貯金＋納税準備貯金＋出資予約貯金
4.(　)内は構成比です。

固定金利・変動金利別定期貯金残高

（単位：百万円、%）

種類	令和３年度	令和４年度	増減
固定金利定期貯金	181,491 (100.0)	174,592 (100.0)	▲ 6,899
変動金利定期貯金	11 (0.0)	11 (0.0)	0
定期貯金計	181,503 (100.0)	174,603 (100.0)	▲ 6,900

（注）1.固定金利定期貯金は、預け入れ時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。
変動金利定期貯金は、預け入れ期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。
2.(　)内は構成比です。

貸出金等

貸出種類別平均残高

（単位：百万円、%）

種類	令和３年度		令和４年度		増減
手形貸付	811	(1.5)	441	(0.8)	▲ 370
証書貸付	50,418	(95.3)	50,412	(96.7)	▲ 6
当座貸越	610	(1.2)	571	(1.1)	▲ 39
割引手形	－	(－)	－	(－)	－
金融機関貸付	1,069	(2.0)	707	(1.4)	▲ 362
合計	52,909	(100.0)	52,132	(100.0)	▲ 777

（注）(　)内は構成比です。

固定金利・変動金利別貸出金残高

（単位：百万円、%）

種類	令和３年度		令和４年度		増減
固定金利貸出	38,474	(73.2)	37,773	(72.1)	▲ 701
変動金利貸出	14,115	(26.8)	14,549	(27.9)	434
合計	52,590	(100.0)	52,323	(100.0)	▲ 266

（注）(　)内は構成比です。

貸出金の担保別残高

（単位：百万円）

種類	令和３年度	令和４年度	増減
物的担保	13,812	12,543	▲ 1,269
当組合貯金・定期積金担保	857	828	▲ 29
有価証券担保	－	－	－
不動産担保	12,871	11,650	▲ 1,221
その他の担保	83	64	▲ 19
信用保証センター保証	29,305	31,424	2,119
農業信用基金協会保証	7,289	6,471	▲ 818
その他の保証	498	489	▲ 9
信用	1,683	1,394	▲ 289
合計	52,590	52,323	▲ 266

（注）物的担保の動産は、その他の担保に含めています。

債務保証見返額の担保別残高

該当する取引はありません。

貸出金の使途別残高

（単位：百万円、%）

種類	令和３年度		令和４年度		増減
設備資金	48,252	(91.8)	48,456	(92.3)	204
運転資金	4,333	(8.2)	3,862	(7.7)	▲ 471
合計	52,590	(100.0)	52,323	(100.0)	▲ 266

（注）(　)内は構成比です。

貸出金業種別残高

（単位：百万円、％）

種類	令和３年度		令和４年度		増減
農業・林業	7,834	(14.9)	7,033	(13.4)	▲ 801
水産業	－	(－)	－	(－)	－
製造業	5	(0.0)	5	(0.0)	0
鉱業	－	(－)	－	(－)	－
建設・不動産業	11,844	(22.5)	10,725	(20.5)	▲ 1,119
電気・ガス・熱供給・水道業	－	(－)	－	(－)	－
運輸・通信業	－	(－)	－	(－)	－
金融・保険業	724	(1.4)	362	(0.7)	▲ 362
卸売・小売・飲食・サービス業	753	(1.5)	896	(1.7)	143
地方公共団体	－	(－)	－	(－)	－
非営利法人	－	(－)	－	(－)	－
その他	31,425	(59.7)	33,298	(63.7)	1,873
合計	52,590	(100.0)	52,323	(100.0)	▲ 266

（注）(　)内は構成比です。

主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

（単位：百万円）

種類	令和３年度	令和４年度	増減
農業	7,739	6,839	▲ 900
穀作	76	56	▲ 20
野菜・園芸	6,042	5,376	▲ 666
果樹・樹園農業	79	125	46
工芸作物	51	37	▲ 14
養豚・肉牛・酪農	329	279	▲ 50
養鶏・養卵	457	319	▲ 138
養蚕	－	－	－
その他農業	705	647	▲ 58
農業関連団体等	182	156	▲ 26
合計	7,925	6,998	▲ 927

（注）1.農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
2.「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確でない者、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3.「農業関係団体等」には、当ＪＡ子会社等が含まれています。

② 資金種類別

【貸出金】

（単位：百万円）

種類	令和３年度	令和４年度	増減
プロパー資金	2,797	2,574	▲ 223
農業制度資金	5,127	4,424	▲ 703
農業近代化資金	1,193	988	▲ 205
その他制度資金	3,934	3,435	▲ 499
合計	7,925	6,998	▲ 927

（注）1.プロパー資金とは、当ＪＡ原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2.農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでＪＡが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3.その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）等が該当します。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

（単位：百万円）

債権区分			債権額	保全額			
				担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		令和４年度	1,179	365	635	170	1,171
		令和３年度	1,147	402	571	169	1,143
危険債権		令和４年度	340	87	250	-	338
		令和３年度	182	85	97	-	182
要管理債権		令和４年度	38	-	38	-	38
		令和３年度	41	-	41	0	41
	三月以上延滞債権	令和４年度	-	-	-	-	-
		令和３年度	-	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権	令和４年度	38	-	38	-	38
		令和３年度	41	-	41	0	41
小計		令和４年度	1,557	453	924	170	1,547
		令和３年度	1,372	487	710	170	1,369
正常債権		令和４年度	50,792				
		令和３年度	51,240				
合計		令和４年度	52,350				
		令和３年度	52,612				

（注）１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
２．危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
３．要管理債権
４．「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と５．「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
４．三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
５．貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
６．正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
７．債権額は、貸出金・信用未収利息（信用事業与信元本にかかるもののみ）・信用仮払金等、信用事業与信額（要管理債権は貸出金のみ）を対象として開示しています。
８．引当とは、個別貸倒引当金、要管理債権に対して貸倒実績率等に基づき計上した一般貸倒引当金の合計額です。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示権の状況

該当する取引はありません。

貯貸率

（単位：%）

項目	令和３年度	令和４年度	増減
期末	16.43	16.31	▲ 0.12
期中平均	16.52	16.23	▲ 0.29

（注）貯貸率とは、貸出金の貯金に対する比率のことです。

貸倒引当金の増減額

（単位：百万円）

区分	令和３年度			令和４年度		
	期首残高	期末残高	純増額	期首残高	期末残高	純増額
一般貸倒引当金	187	174	▲ 12	174	160	▲ 13
個別貸倒引当金	350	347	▲ 3	347	367	20
合計	537	521	▲ 16	521	528	6

（注）貸倒引当金には、信用事業以外に係る貸倒引当金を含んでいます。

貸出金償却額

（単位：百万円）

項　目	令和３年度	令和４年度	増　減
貸出金償却額	0	1	1

有価証券

有価証券平均残高

（単位：百万円）

種　類	令和３年度	令和４年度	増　減
国債	6,423	8,017	1,594
地方債	6,181	6,344	163
政府保証債	1,820	1,494	▲ 326
金融債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	6,124	7,920	1,796
株式	91	96	5
その他	180	344	164
合計	20,820	24,218	3,398

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券の残存期間別残高

令和３年度

（単位：百万円）

種　類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国債	200	202	-	-	-	6,586	-	6,988
地方債	1,105	760	1,123	327	523	3,006	-	6,845
政府保証債	625	606	-	-	-	672	-	1,904
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	200	364	300	605	2,588	2,837	-	6,897
株式	-	-	-	-	-	-	203	203
その他	-	-	-	-	100	-	211	311
合計	2,132	1,933	1,423	932	3,211	13,101	415	23,151

令和４年度

（単位：百万円）

種　類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国債	200	-	-	-	-	7,988	-	8,188
地方債	300	1,465	105	527	409	3,241	-	6,050
政府保証債	401	201	-	-	-	733	-	1,336
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	301	60	798	1,294	2,815	2,971	-	8,242
株式	-	-	-	-	-	-	201	201
その他	-	-	-	-	187	-	247	435
合計	1,203	1,727	904	1,822	3,412	14,934	449	24,455

（注）期間の定めのないものは、主として株式です。

貯証率

（単位：%）

項　目	令和３年度	令和４年度	増　減
期末	7.23	7.62	0.39
期中平均	6.50	7.54	1.04

（注）貯証率とは、有価証券の貯金に対する比率のことです。

有価証券等の時価情報

① 有価証券の時価情報

（単位：百万円）

保有区分	令和３年度			令和４年度		
	取得価額	時　価	評価損益	取得価額	時　価	評価損益
有価証券	23,386	23,151	▲ 234	25,470	24,455	▲ 1,015
売買目的	－	－	－	－	－	－
満期保有目的	－	－	－	－	－	－
その他	23,386	23,151	▲ 234	25,470	24,455	▲ 1,015

（注）1.有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2.取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
3.満期保有目的有価証券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
4.その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。
5.デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引については、該当する取引はありません。

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

内国為替

内国為替取扱実績

（単位：千件、百万円）

種　類		令和３年度		令和４年度	
		仕　向	被仕向	仕　向	被仕向
送金・振込為替	件数	56	272	56	274
	金額	58,396	72,495	58,026	72,102
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	12	38	51	0
雑為替	件数	1	1	1	1
	金額	403	137	360	118
合計	件数	57	273	57	275
	金額	58,812	72,670	58,437	72,220

共済事業

長期共済新契約高・長期共済保有高

（単位：百万円）

種類		令和３年度		令和４年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	5,772	213,599	3,968	200,788
	定期生命共済	1,427	6,808	822	7,135
	養老生命共済	683	50,441	563	45,680
	うちこども共済	531	23,764	443	22,334
	医療共済	216	7,107	70	6,201
	がん共済	－	578	－	561
	定期医療共済	－	1,326	－	1,158
	介護共済	603	3,617	249	3,834
	年金共済	－	760	－	710
建物系	建物更生共済	48,489	500,162	38,899	496,012
合計		57,193	784,402	44,574	762,083

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに新契約高・保有高（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約等を含む）を記載しています。

医療系共済の共済金額保有高

（単位：万円）

種類	令和３年度		令和４年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	11	7,783	6	6,666
	33,191	40,833	30,069	76,555
がん共済	87	2,243	71	2,256
定期医療共済	－	330	－	293
合計	98	10,357	77	9,216
	33,191	40,833	30,069	76,555

（注）医療共済の新契約高・保有高は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済および定期医療共済の新契約高・保有高は、入院共済金額を表示しています。

介護系その他の共済の共済金額保有高

（単位：万円）

種類	令和３年度		令和４年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	67,727	470,302	36,294	500,411
認知症共済	－	－	22,390	22,090
生活障害共済（一時金型）	115,790	291,230	138,310	417,440
生活障害共済（定期年金型）	3,480	11,674	4,020	15,354
特定重度疾病共済	34,630	78,350	20,210	93,270

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

（単位：百万円）

種　類	令和３年度		令和４年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	263	7,410	257	7,361
年金開始後	-	2,045	-	2,009
合計	263	9,456	257	9,370

（注）金額は年金年額を表示しています。

短期共済新契約高

（単位：百万円）

種　類	令和３年度		令和４年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	27,003	21	26,213	20
自動車共済		1,160		1,158
傷害共済	23,047	24	29,437	23
団体定期生命共済	-	-	-	-
定額定期生命共済	16	0	16	0
賠償責任共済		1		1
自賠責共済		169		166
合計		1,376		1,369

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

共済契約者数および被共済者数

（単位：人）

種　類		令和３年度		令和４年度	
		新規	保有	新規	保有
共済契約者数	生命共済	260	25,734	251	25,509
	年金共済	99	11,653	81	11,647
	建物更生共済	79	15,427	78	15,215
	自動車共済	433	15,947	379	15,780
	総数	871	43,882	789	43,382
被共済者数	生命共済	523	29,753	444	29,350
	年金共済	122	11,681	97	11,670
	生命系共済合計	645	34,030	541	33,604

（注）共済契約者数・被共済者数は、ＪＡ単位で名寄せ集計（漢字氏名および生年月日）した人数を表示していますが、各共済種類の実績は共済種類ごとに名寄せ集計していることから、共済契約者数・被共済者数において表示している総数と、共済種類ごとに合算した人数とは一致しません。

JA共済

農業関連事業

購買品（生産資材）取扱実績

（単位：百万円）

種類	令和３年度		令和４年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
肥料	1,366	179	1,450	119
農薬	834	83	843	100
飼料	1,613	40	2,086	41
畜産	231	1	184	1
園芸	1,663	217	1,571	225
種苗	499	46	499	45
農機具	332	61	330	98
重油	878	11	736	12
合計	7,420	640	7,703	645

販売品取扱実績

（単位：百万円）

種類	令和３年度		令和４年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	247	12	266	14
麦・豆・雑穀	3	0	10	1
野菜	12,280	274	12,920	289
果実	2,104	46	2,268	49
花き・花木	885	20	982	22
畜産物	2,286	24	2,372	25
林産物	-	-	-	-
その他	507	28	507	29
合計	18,314	407	19,328	431

（注）「その他」は産直品及び工芸作物の取扱実績を計上しています。

保管事業取扱実績

（単位：百万円）

種類		令和３年度	令和４年度
収益	保管料	3	3
	荷役料	1	1
	その他	-	-
	計	4	5
費用	保管材料費	0	0
	保管労務費	-	-
	その他の費用	0	0
	計	0	0

利用事業

利用事業

（単位：百万円）

種類	令和3年度		令和4年度	
	事業収益	事業費用	事業収益	事業費用
ライスセンター	59	20	56	21
総合集出荷場	67	20	119	46
育苗センター	57	26	57	24
農作業受委託	6	3	7	2
白米事業	5	3	5	3
予冷センター	21	13	21	13
トマト選果場	236	133	220	134
なす選果場	69	24	69	25
いちご育苗施設	2	0	2	0
野菜育苗センター	200	162	213	177
花き集出荷場	5	1	6	1
簡易郵便局	3	-	3	-
その他	-	0	-	0
合計	735	410	783	451

生活その他事業

購買品（生活物資）取扱実績

（単位：百万円）

種類	令和3年度		令和4年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
主食	58	5	57	6
生活用品・設備	198	19	197	21
電化製品・耐久資材	9	1	11	1
自動車	453	111	418	113
LPガス・器具	285	125	327	159
店舗購買品	196	39	213	43
その他	8	0	6	0
合計	1,209	303	1,232	346

指導事業

指導事業

（単位：百万円）

項目		令和3年度	令和4年度
収入	指導補助金	2	3
	指導実費収入	5	6
	指導雑収入	4	5
	計	13	16
支出	営農改善費	7	7
	生活文化改善費	4	5
	教育情報費	6	7
	組織育成費	1	2
	計	20	22

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、％）

項　目	令和３年度	経過措置による不算入額	令和４年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	23,402		24,011	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,454		2,437	
うち、再評価積立金の額	－		－	
うち、利益剰余金の額	21,156		21,767	
うち、外部流出予定額（▲）	202		186	
うち、上記以外に該当するものの額	▲６		▲７	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	174		160	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	174		160	
うち、適格引当金コア資本算入額	－		－	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
うち、回転出資金の額	－		－	
うち、上記以外に該当するものの額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	23,576		24,171	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	16		11	
うち、のれんに係るものの額	－		－	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	16		11	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－		－	
適格引当金不足額	－		－	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－		－	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－		－	
前払年金費用の額	－		－	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－		－	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－		－	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－		－	
特定項目に係る十％基準超過額	－		－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－		－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－		－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－		－	
特定項目に係る十五％基準超過額	－		－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－		－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－		－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－		－	
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	16		11	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	23,560		24,159	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	121,023		122,951	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲ 1,086		▲ 543	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲ 1,086		▲ 543	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－		－	
うち、上記以外に該当するものの額	290		300	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	10,107		10,134	
信用リスク・アセット調整額	－		－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－		－	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	131,421		133,085	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	17.92%		18.15%	

（注）1.「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成１８年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。
2.当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあっては基礎的手法を採用しています。

自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	令和３年度 エクスポージャーの期末残高	令和３年度 リスク・アセット額 a	令和３年度 所要自己資本額 b=a×4%	令和４年度 エクスポージャーの期末残高	令和４年度 リスク・アセット額 a	令和４年度 所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,074	-	-	1,018	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,241	-	-	8,731	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	6,924	-	-	6,316	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	500	20	0	500	20	0
我が国の政府関係機関向け	2,220	89	3	2,093	119	4
地方三公社向け	500	0	-	400	0	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	255,222	51,044	2,041	253,481	50,696	2,027
法人等向け	6,577	3,138	125	7,827	3,706	148
中小企業等向け及び個人向け	17,230	12,413	496	19,012	13,620	544
抵当権付住宅ローン	22,705	7,867	314	21,528	7,458	298
不動産取得等事業向け	2,112	2,054	82	2,341	2,288	91
三月以上延滞等	855	656	26	961	763	30
取立未済手形	30	6	0	48	9	5
信用保証協会等保証付	7,290	709	28	6,472	629	25
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	981	981	39	928	928	37
（うち出資等のエクスポージャー）	981	981	39	928	928	37
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	26,280	43,283	1,731	25,912	43,083	1,723
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	105	263	10	205	512	20
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	10,747	26,868	1,074	10,747	26,868	1,074
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	528	1,321	52	536	1,340	53
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	14,898	14,830	593	14,423	14,361	574
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	233	137	5	365	170	6
（うちルックスルー方式）	233	137	5	365	170	6
（うちマンデート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		-	-		-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（▲）		1,086	43		543	21
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	357,981	121,314	4,852	357,939	122,951	4,918
CVAリスク相当額÷8%		-	-		-	-
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-		-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	357,981	121,314	4,852	357,939	122,951	4,918

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	10,107	404	10,134	405

所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b=a×4%
	131,421	5,256	133,085	5,323

（注）1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4.「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5.「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。
6.「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
7.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
8.「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
9.当ＪＡでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近３年間の合計額}}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当ＪＡでは、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適　格　格　付　機　関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

（イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和３年度					令和４年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内		357,747	54,099	23,081	-	855	357,574	53,869	25,034	-	961
国外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		357,747	54,099	23,081	-	855	357,574	53,869	25,034	-	961
法人	農業	1,248	1,242	-	-	10	1,036	1,027	-	-	14
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	1,661	-	1,609	-	0	2,160	-	2,108	-	0
	鉱業	100	-	100	-	-	100	-	100	-	-
	建設・不動産業	543	45	496	-	0	640	41	596	-	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,111	-	2,106	-	-	2,312	-	2,306	-	-
	運輸・通信業	2,028	-	2,005	-	-	2,027	0	2,001	-	-
	金融・保険業	256,331	724	1,927	-	-	254,376	362	2,104	-	-
	卸売・小売・飲食・ｻｰﾋﾞｽ業	1,369	689	671	-	0	1,620	841	769	-	0
	日本国政府・地方公共団体	14,165	-	14,165	-	-	15,048	-	15,048	-	-
	上記以外	2,186	2,164	-	-	-	2,085	2,064	-	-	2
個人		49,505	49,233	-	-	844	49,840	49,532	-	-	944
その他		26,495	-	-	-	-	26,325	-	-	-	-
業種別残高計		357,747	54,099	23,081	-	855	357,574	53,869	25,034	-	961
1年以下		256,828	1,034	2,125	-		251,637	1,136	1,201	-	
1年超3年以下		3,152	1,235	1,917	-		5,859	1,566	1,713	-	
3年超5年以下		3,971	2,570	1,400	-		2,931	2,030	900	-	
5年超7年以下		3,773	2,844	929	-		4,333	2,492	1,841	-	
7年超10年以下		6,293	3,156	3,136	-		6,400	3,080	3,319	-	
10年超		54,451	40,880	13,571	-		57,237	41,179	16,057	-	
期限の定めのないもの		29,276	2,377	-	-		29,173	2,382	-	-	
残存期間別残高計		357,747	54,099	23,081	-		357,574	53,869	25,034	-	

（注）1.信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2.「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3.「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区分	令和３年度					令和４年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	187	174	-	187	174	174	160	-	174	160
個別貸倒引当金	350	347	0	350	347	347	367	0	347	367

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：百万円）

区分		令和３年度						令和４年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	1	5	-	1	5	-	5	4	-	5	4	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	0	-	-	0	0	-	0	-	-	0	0	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	0	-	-	0	0	-	0	-	-	0	0	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	-	-	0	0	-	0	-	-	0	0	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人		348	341	0	348	341	-	341	362	0	341	362	-
業種別計		350	347	0	350	347	-	347	367	0	347	367	-

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト１２５０％を適用する残高

（単位：百万円）

		令和３年度			令和４年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト　０％	-	19,079	19,079	-	19,213	19,213
	リスク・ウエイト　２％	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト　４％	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト　１０％	-	8,188	8,188	-	7,689	7,689
	リスク・ウエイト　２０％	1,267	255,253	256,520	1,766	253,531	255,298
	リスク・ウエイト　３５％	-	22,479	22,479	-	21,311	21,311
	リスク・ウエイト　５０％	3,820	339	4,160	4,620	858	5,478
	リスク・ウエイト　７５％	-	16,560	16,560	-	17,808	17,808
	リスク・ウエイト　１００％	100	19,667	19,768	100	19,156	19,256
	リスク・ウエイト　１５０％	-	333	333	-	390	390
	リスク・ウエイト　２５０％	-	10,656	10,656	-	11,126	11,126
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト1250％		-	-	-	-	-	-
計		5,188	352,559	357,747	6,487	351,087	357,574

（注）1.信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2.「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3.経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4.1250％には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイトに1250％を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区分	令和３年度			令和４年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	300	-	-	300	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,324	-	-	896	-
地方三公社向け	-	500	-	-	400	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	300	-	0	200	-
中小企業等向け及び個人向け	29	-	-	29	540	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	1	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	29	2,425	-	30	2,339	-

（注）1.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

2.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

①派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当する取引はありません。

②派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

該当する取引はありません。

③与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和３年度		令和４年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	203	203	201	201
非上場	10,910	10,910	11,215	11,215
合計	11,113	11,113	11,417	11,417

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和３年度			令和４年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
0	－	－	－	－	－

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

令和３年度		令和４年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
108	－	103	－

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和３年度	令和４年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	233	265
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（２５０％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（４００％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（１２５０％）を適用するエクスポージャー	－	－

金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量算出要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方針および手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（ＩＲＲＢＢ）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、ＡＬＭ委員会のもと、自己資本に対するＩＲＲＢＢの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

月末を基準日として、四半期毎にＩＲＲＢＢを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当ＪＡは、ヘッジ手段として金利スワップを活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（⊿ＥＶＥ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は５年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提
　通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
　一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
・内部モデルの使用等、⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩに重大な影響を及ぼすその他の前提
　内部モデルは使用しておりません。
・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
　⊿ＥＶＥの前事業年度末からの変動要因は、超長期債の保有増加によるものです。
・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
　該当ありません。

②金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

ＩＲＲＢＢ１：金利リスク					
項番		⊿ＥＶＥ		⊿ＮＩＩ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,323	2,106	161	73
2	下方パラレルシフト	-	-	-	-
3	スティープ化	2,409	2,302		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,409	2,302		
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	24,159		23,374	

（注）1.「⊿ＥＶＥ」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
　　2.「⊿ＮＩＩ」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

その他の施設一覧

種別	名称	住所	電話番号
本店内	代表	野依町字西川5	25-3551
	監査室	〃	25-9540
	リスク管理課	〃	25-3943
	経営支援課	〃	25-4874
	審査課	〃	25-7159
	企画課	〃	25-6363
	経理課	〃	25-1758
	組合員課	〃	25-7055
	（生活指導）	〃	25-9225
	（広報）	〃	25-4105
	総務課	〃	25-3551
	人事課	〃	25-4376
	指導推進課	〃	25-3552
	営農販売課	〃	25-3550
	営農企画課	〃	25-4372
	営農資材課	〃	25-3554
	畜産課	〃	25-3558
	店舗産直課	〃	25-7727
	生活燃料課	〃	25-3690
	（LPガス）	〃	25-3556
	（生活購買）	〃	25-0023
	農機課	〃	25-3555
	自動車課	〃	25-3557
	資産相談課	〃	25-9537
	（相談）	〃	25-7055
	融資課	〃	25-9221
	資金運用課	〃	25-9223
	信用業務課	〃	25-9222
	事務指導課	〃	25-3553
	共済事務課	〃	25-9530
	査定課	〃	29-3881
	普及課	〃	25-9531
事業所	第一事業所	細谷町字井ノ上117-1	21-3143
	第二事業所	伊古部町字東荒子183-1	21-2835
	第三事業所	老津町字西高縄51	23-3671
	第四事業所	野依町字南丸山317-1	25-3731
	第五事業所	牟呂町字東明治川添89	32-9959
	第六事業所	石巻本町字太夫橋1-2	88-4455
ライスセンター	南部ライスセンター	寺沢町字深沢47-1	21-2956
	西部ライスセンター	牟呂町字東明治川添26	32-1107

種別	名称	住所	電話番号
農業倉庫	寺沢農業倉庫	寺沢町字深沢52	-
	明治農業倉庫	牟呂町字東明治川添26	-
	明治低温倉庫	牟呂町字東明治川添26	-
育苗センター	水稲育苗センター	神野新田町字ソノ割28	31-8957
	いちご育苗施設	石巻本町字茶ノ木80	-
	野菜育苗ハウス	野依町字南丸山323他	-
集出荷場	予冷センター	野依町字南丸山327-1	25-1915
	花き集出荷場	野依町字南丸山337	29-3987
	野菜集出荷場	野依町字南丸山457-1	25-7677
	大村出荷場	大村町字仲田38	55-5582
選果場	トマト選果場	野依町字南丸山340-2	25-5979
	なす選果場	老津町字西高縄1	23-0017
	果樹等総合集出荷場	石巻本町字太夫橋1-2	88-4455
その他営農施設	土壌診断室	野依町字西川5	-
	飼料倉庫	野依町字西川5	-
購買店舗	産直プラザ二川	雲谷町字ハシヅメ3-78	41-2413
	産直プラザ岩田	中岩田二丁目7-3	61-8828
	グリーンセンター磯辺	中野町字野中40	45-4588
	JAファーマーズマーケット吉田方店	菰口町六丁目30	31-1966
	ジョイフル杉山	杉山町字谷下145-1	23-1386
	フルーツショップゆめ彩館	石巻本町字中田44-1	87-1777
給油所	いなみセルフ給油所	小島町字小舟111	21-1137
	豊南給油所	西赤沢町字堂田391-1	23-2000
	野依給油所	野依町字花ノ木126-1	25-2728
	神野新田セルフ給油所	神野新田町字ロノ割80	34-0721
	大村給油所	大村町字仲田41-2	55-8571
	石巻セルフ給油所	石巻本町字中田48-1	87-0018
その他	ローンセンター	東郷町8	21-6201
	西部農機センター	牟呂町字東明治川添89	32-9968
子会社	㈱ＪＡあぐりパーク食彩村	東七根町字一の沢113	21-3901
関連会社	㈱ジェイエイ東三河ジーピーセンター	西幸町字笠松111	37-5811

ＪＡ豊橋施設マップ

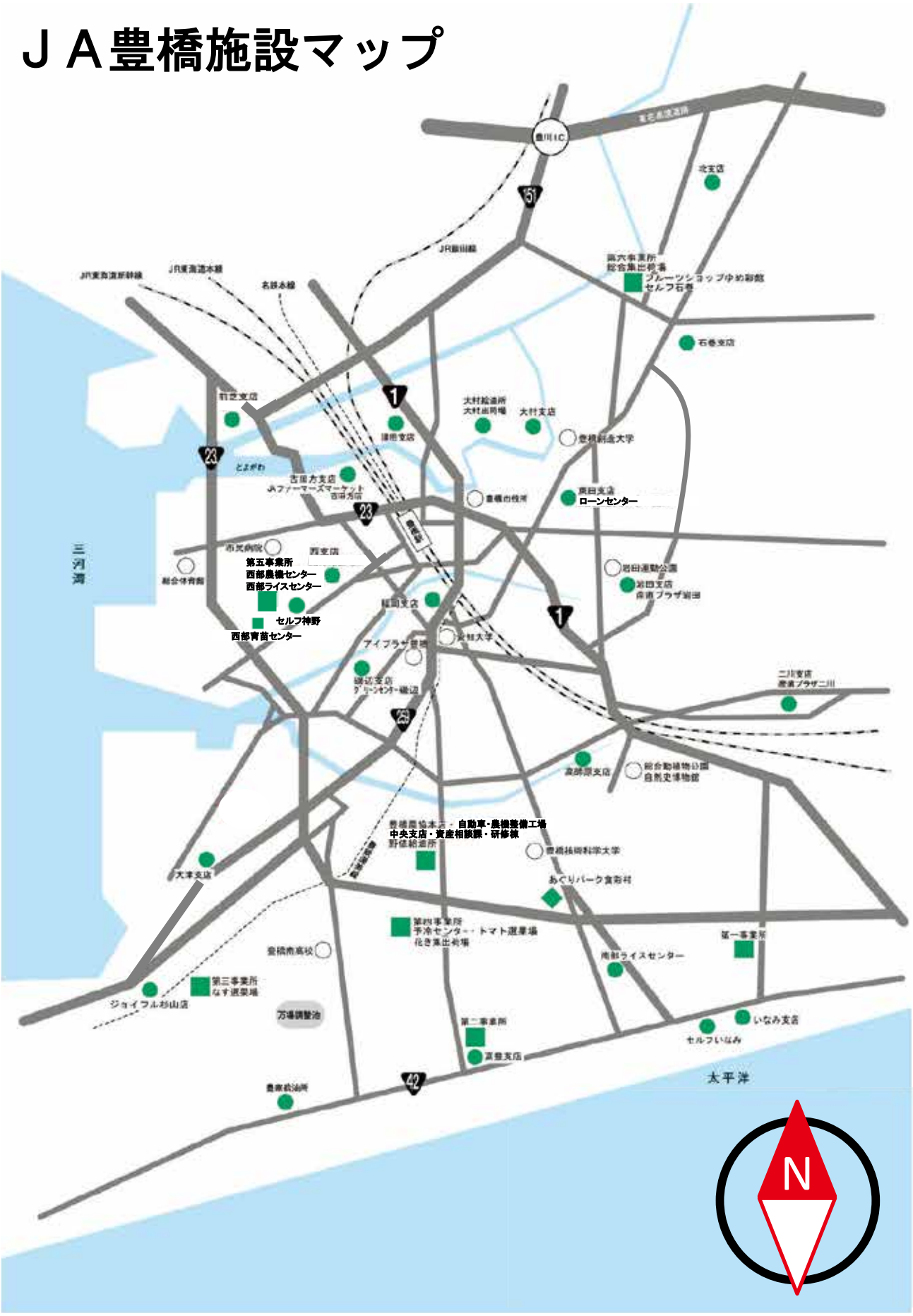
豊川IC
北支店
JR飯田線
JR東海道本線
名鉄本線
第六事業所
総合集出荷場
フルーツショップゆめ御殿
セルフ石巻
石巻支店
前芝支店
津田支店
大村総合所
大村出荷場
大村支店
豊橋科学大学
とよがわ
古宇方支店
JAファーマーズマーケット
古宇方店
豊橋市役所
東田支店
ローンセンター
三河湾
市民病院
西支店
第五事業所
西部農機センター
西部ライスセンター
セルフ神野
西部育苗センター
総合体育館
岩田運動公園
岩田支店
産直プラザ岩田
植田支店
アイプラザ豊橋
愛知大学
磯辺支店
グリーンセンター磯辺
二川支店
産直プラザ二川
高師原支店
総合動植物公園
自然史博物館
豊橋農協本店・自動車・農機整備工場
中央支店・資産相談課・研修棟
野依給油所
豊橋技術科学大学
大津支店
あぐりパーク食彩村
第四事業所
予冷センター・トマト選果場
花き集出荷場
第一事業所
豊橋南高校
南部ライスセンター
第三事業所
なす選果場
ジョイフル赤山店
万場調整池
第二事業所
いなみ支店
セルフいなみ
富豊支店
太平洋
豊橋給油所
N

トッピーちゃん®

JA豊橋

https://www.ja-toyohashi.com

〒441-8124 愛知県豊橋市野依町字西川5番地
TEL：0532-25-3551　FAX：0532-25-9224